



第2次城陽市環境基本計画

自然・人・未来を大切に、環境共生のまち・城陽

城 陽 市



はじめに

京都と奈良の中間に位置する本市は、古くから交通の要衝として発展してきました。

北部の久津川周辺には、車塚をはじめとする古墳や遺跡が数多く分布し、南部の長池周辺には江戸時代の大和街道の宿場町としての形態が残されています。

近世の農村集落から久津川、寺田、富野荘および青谷の4ヶ村の合併を経て、京都・大阪都市圏の影響を受けながら都市として発展してきました。

市内の西部を流れる木津川、東部の鴻ノ巣山や南部の青谷梅林など、市内には多くの自然が残されており、市民が身近に触れることができます。このように本市は、都市と自然が共存するような形で発展してきました。

現在は、新名神高速道路の開通や、東部丘陵地の新たな土地利用、JR 奈良線の複線化など、市域発展につながるまちづくりプロジェクトが広範囲で進められています。

「第2次城陽市環境基本計画」は、「城陽市環境基本条例」に基づく環境の保全・創造に向けた施策を将来に渡って総合的かつ計画的に推進するとともに、本市の特徴である豊かな自然、歴史と文化等を生かした環境共生型のまちづくりを進めるための指針として策定したものです。

今後は、この計画に基づき、豊かな自然が多くの人とのパートナーシップのもと、未来へと引き継がれることで、環境と共生するまちとなるよう、各種環境施策を推進してまいります。

市・市民・市民団体・事業者のパートナーシップにより本計画に定めた環境施策が推進できるよう、みなさんの積極的な御参加をお願いします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、貴重な御意見をいただきました多くの市民のみなさん、そして、6回に及ぶ「第2次環境基本計画策定ワークショップ」を開催し、将来の環境のあり方について議論いただいた城陽環境パートナーシップ会議のみなさん、さらに、熱心な御審議をいただきました「城陽市環境審議会」の委員各位に心から御礼申し上げます。



平成 30 年（2018 年） 5 月

城陽市長 奥田 敏晴

目 次

第1章 計画策定の考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の期間と対象	2
1. 計画の期間	2
2. 計画の対象	2
第3節 他の計画との関係	3
第2章 環境を取り巻く現状と課題	4
第1節 国外・国内の環境の動向	4
第2節 市の概況	9
第3節 市民意識	13
第4節 城陽市の環境に係る課題	16
第3章 望ましい環境像とその実現に向けた方向性	18
第1節 望ましい環境像	18
第2節 環境ビジョンと本市の目指す姿	19
第3節 5つの環境ビジョンの実現に向けた方向性	20
1 パートナーシップ	24
●環境ビジョン	24
●基本目標	24
●目標達成のための取組	25
●各主体の取組	27
2 生活	28
●環境ビジョン	28
●基本目標	28
●目標達成のための取組	29
●各主体の取組	32
3 自然	33
●環境ビジョン	33
●基本目標	33
●目標達成のための取組	34
●各主体の取組	36
4 地球環境	37
●環境ビジョン	37
●基本目標	37
●目標達成のための取組	38
●各主体の取組	40
5 循環	41
●環境ビジョン	41
●基本目標	41
●目標達成のための取組	42
●各主体の取組	43

第5章 エリア別の現状と課題及び今後の取組	44
第1節 市街地エリア（市街地ゾーン、商業・業務ゾーン、産業ゾーン）	44
第2節 東部丘陵地エリア	45
第3節 農地・緑地エリア（農業ゾーン、森林・公園緑地ゾーン）	45
第6章 計画の着実な推進に向けて	46
第1節 推進体制の整備	46
第2節 計画の進行管理	47

【資料編】

1. 計画の検討経過	49
2. 城陽市環境審議会名簿	51
3. 諮問・答申	52
4. パブリックコメント実施結果	56
5. 用語集	59

第1章 計画策定の考え方

第1節 計画策定の趣旨

城陽市では、平成13年（2001年）12月に制定した「城陽市環境基本条例」において、良好な環境の再生、保全及び創造について基本理念を掲げ、市、市民、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めました。この条例に基づき、平成15年（2003年）3月には、前計画となる「城陽市環境基本計画」を策定し、生活・自然・快適・循環・参加・地球環境の6つの環境ビジョンをひとつの単位とし、各ビジョンの基本目標の達成に向けて施策・事業の実施に取り組んできました。

一方、国においては、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年（2012年）4月に閣議決定された政府の「第四次環境基本計画」において「目指すべき持続可能な社会の姿とは『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野を統合的に達成することに加え『安全』がその基盤として確保される社会である」と位置付けています。

また、市では平成35年度（2023年度）に予定されている新名神高速道路の全線開通や東部丘陵地・新市街地の整備など、大きなプロジェクトが展開され、市が大きく変わろうとしています。それに伴い、市を取り巻く環境についても、今後のまちづくりと豊かな自然との調和を図っていくことが重要となっています。

本計画は、上記の課題を踏まえるとともに、前計画の目標年次である平成29年度（2017年度）を迎えたこと、また、その成果と課題及び近年の本格的な循環型社会への移行、地球温暖化への対応、エネルギー問題の深刻化、生物多様性の保全等の多様な社会的要請を受け、平成15年（2003年）3月に策定した「城陽市環境基本計画」を改定するものです。

第2節 計画の期間と対象

1. 計画の期間

第2次城陽市環境基本計画は、平成30年度（2018年度）を初年次とし、10年後の平成39年度（2027年度）を目標年次とします。

また、社会情勢の変化や、科学技術の進歩等によって計画の見直しが必要となったときには、随時見直しを図ります。

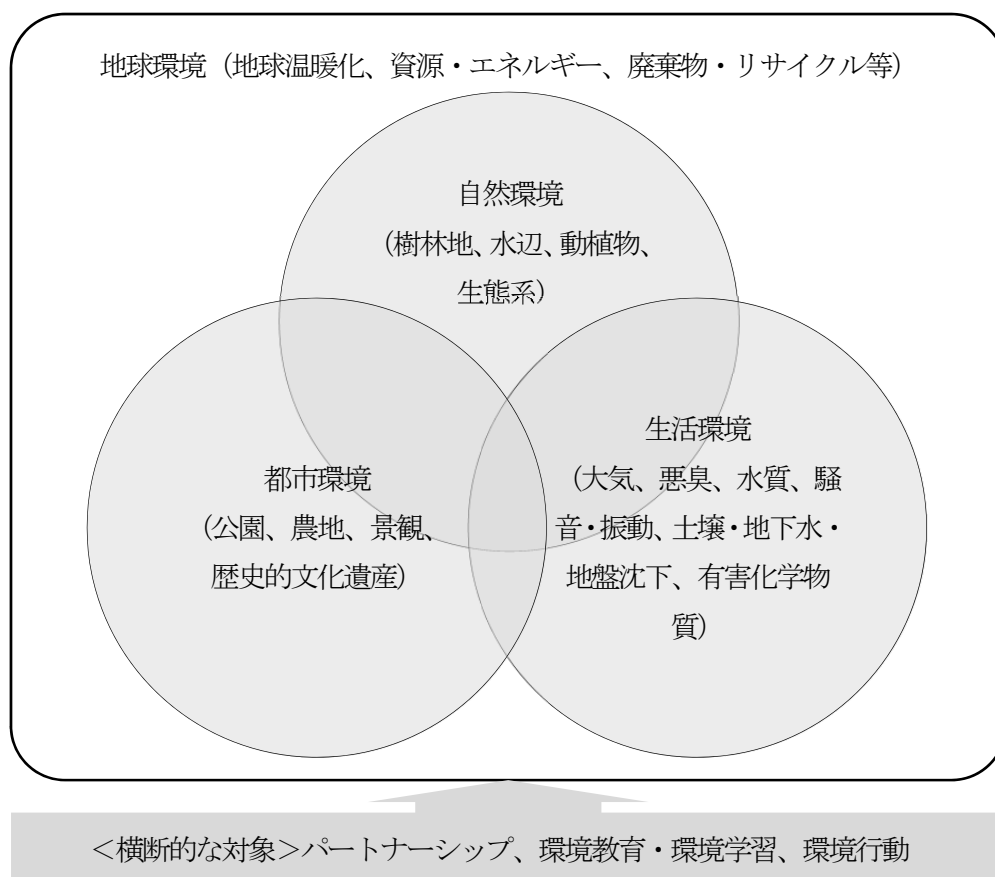
2. 計画の対象

(1) 対象地域

城陽市全域を対象地域とします。ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、広域的な取組が必要な施策については、国、京都府及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めます。

(2) 対象とする環境の範囲

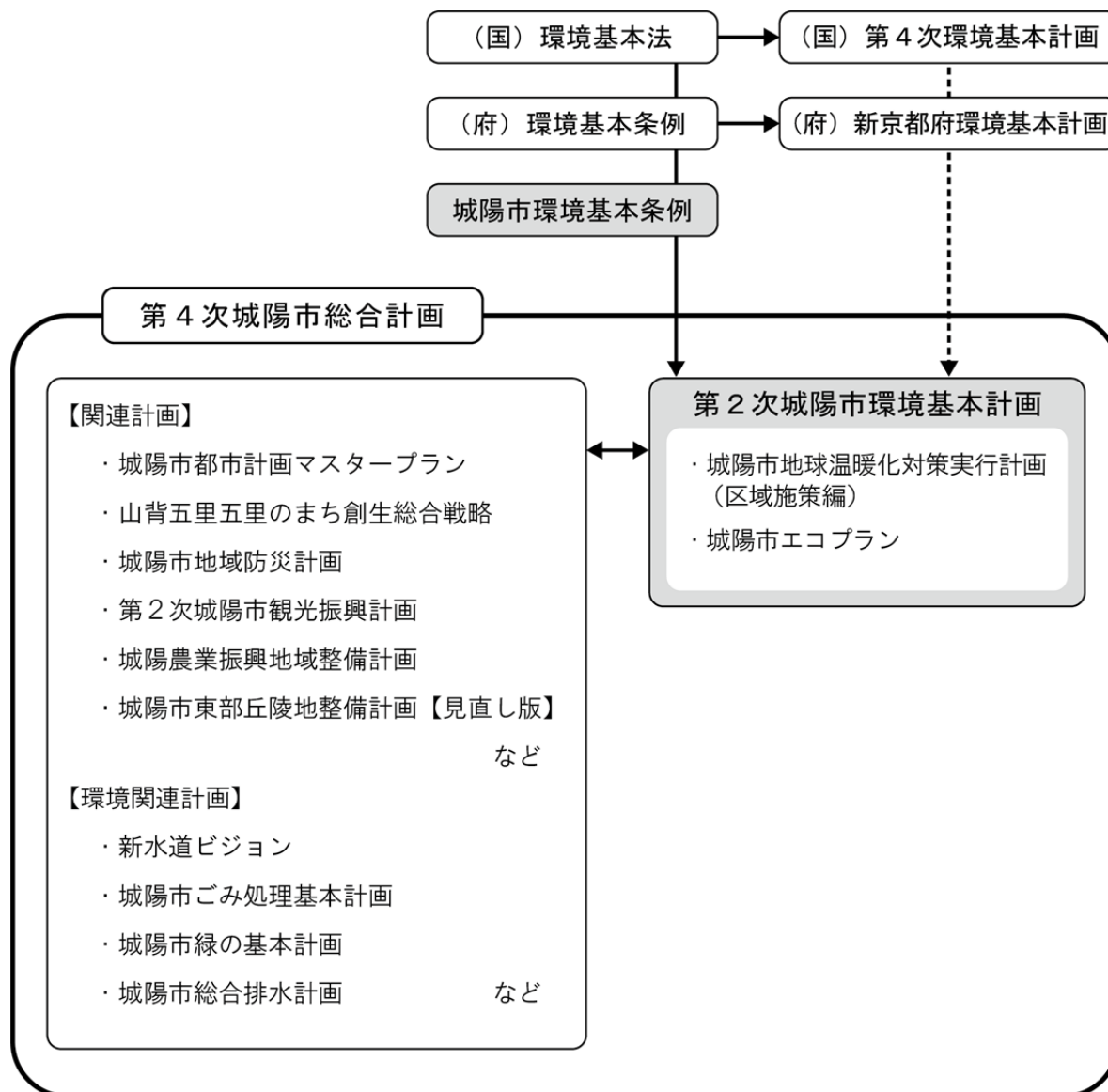
本計画の対象とする範囲は、「自然環境」、「都市環境」、「生活環境」、「地球環境」とします。また、これらの4つの環境と横断的に係わる「パートナーシップ、環境教育・環境学習、環境行動」を範囲に含めます。



第3節 他の計画との関係

本計画は、「第4次城陽市総合計画」の下位計画として、城陽市における環境の総合的な計画として位置付けられるものです。

また、本計画は、各種関連計画との整合性を保ちながら、それらの計画において策定された施策を環境の視点からとらえ、配慮を促すものです。



第2章 環境を取り巻く現状と課題

本章では、環境を取り巻く社会情勢や本市の状況を整理します。また、これまでの取組として、改定前の環境基本計画の目標達成状況を明らかにし、環境に関する本市の課題等を整理します。

第1節 国外・国内の環境の動向

(1) 国際的な環境への取組の進展

平成27年(2015年)9月に「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げました。

国連に加盟するすべての国は、2015年から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすことが求められています。

持続可能な開発目標(SDGs)



出典:国際連合広報センター

さらに、平成27年(2015年)12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)でパリ協定が採択され、平成28年(2016年)11月に発効しました。

パリ協定では、「世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える」、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの実質排出ゼロ」といった目標が盛り込まれており、パリ協定の発効を契機として、本格的な脱炭素社会に向けた取組が今後加速していくものと考えられます。

市では、環境基本計画や城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・城陽市エコプラン等の環境関連計画の推進や独自環境マネジメントシステム「J-EMS」の運用により、取組を進めていきます。

(2) 安全が確保された社会の形成

平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災を背景として、リスク管理のあり方とともにエネルギー政策や地球温暖化対策の見直しなど、環境政策のあり方の変革が進められ、平成24年（2012年）に「第四次環境基本計画」が閣議決定されました。

「第四次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会を、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加のもとで、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会であるとしています。

(3) 低炭素・循環型社会への社会的要請と環境と経済を両立させる取組の推進

①地球温暖化の防止とエネルギー政策の推進

平成20年（2008年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正、平成24年（2012年）に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定、平成25年（2013年）に「エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」が改正、平成27年（2015年）には「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されるなど、気候変動と地球温暖化防止に向けた取組が進められています。

また、平成24年（2012年）には、再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まるなど、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの取組も行われています。

市では、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）には太陽光発電設備の設置費用に、また平成29年度（2017年度）からは太陽光発電設備と蓄電池システムの同時設置費用に対し、補助事業を実施しています。

②適正な資源循環の推進

「循環型社会形成推進基本法」の制定の後、個別品目の特性に応じた各種リサイクル法が施行され、循環型社会形成に向けた取組が進められています。

循環型社会の形成を推進するために定められた「第3次循環型社会形成推進基本計画」においては、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会

経済システムの構築を目指すとなっています。リデュース、リユースについてはさらなる取組が求められています。

市では、平成25年(2013年)4月から指定ごみ袋制の実施、平成26年(2014年)10月から使用済小型家電の拠点回収の開始、平成27年(2015年)1月からはプラスチック製容器包装廃棄物回収を開始する等、循環型社会形成に向けた取組を進めています。

③環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組

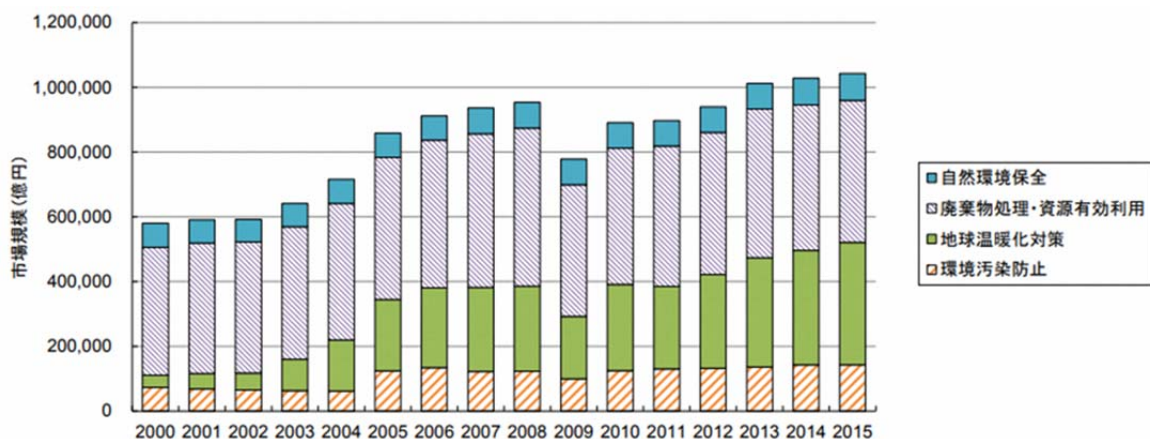
環境保全対策と経済成長の関係については、生産過程におけるコスト増大による企業収益への影響等が懸念される一方、対策技術等に対する新たな投資・消費需要を生み出し、イノベーションを誘発し、経済成長を促すものと考えられています。

また、平成24年(2012年)に閣議決定された「日本再生戦略」では、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの推進を目指す「グリーン成長戦略」を最重要戦略として位置付けており、その重要性はますます高まるものと見込まれます。

環境省の推計によると、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動といった公害対策を目的とした事業を含む環境汚染防止分野は、平成17年(2005年)に市場規模は急激な増加に転じていますが、これはサルファーフリー(低硫黄)のガソリン・軽油が、平成19年(2007年)・平成20年(2008年)の規制導入に先駆けて、平成17年(2005年)1月に石油業界各社から一斉に供給開始されたことによるものです。

地球温暖化対策分野では、平成16年(2004年)頃から増加の勢いが増したのは、低燃費・低排出ガス認定車およびハイブリッド自動車の市場規模が急成長したことによるものです。さらに平成24年(2012年)には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始され、太陽光発電システムや太陽光発電システム設置工事などの太陽光発電に関する市場、再生可能エネルギーを取引する「新エネ売電ビジネス」が拡大したものです。

環境産業の市場規模



出典：環境省ホームページ（環境経済情報ポータルサイト）

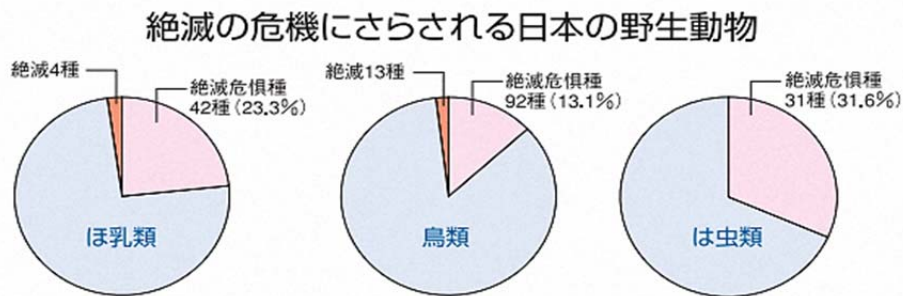
(4) 生物多様性の危機

地球規模で生物多様性を構成する主要要素（遺伝子、種、生態系）の損失が続いていると報告されています（「地球規模生物多様性概況第3版」（平成22年（2010年）生物多様性条約事務局公表））。

日本国内においても、「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年（2012年）9月に閣議決定しました。その中では、日本の生物多様性が現在直面している問題を、その原因や結果から「開発など人間活動による危機」「自然に対する働きかけの縮小による危機」「外来種など人間により持ち込まれたものによる危機」「地球温暖化や海洋酸性化など地球環境の変化による危機」の4つに分類しています。

生物多様性の保全と、生態系の持続可能な利用に向けた一層の取組が必要です。

市でも、城陽環境パートナーシップ会議で実施している自然観察会において外来生物が目撃されているほか、農作物等への被害も報告されています。



	評価対象種(A)	絶滅種	絶滅危惧種(B)	危惧種比率(B/A)
ほ乳類	180	4	42	23.3%
鳥類	約700	13	92	13.1%
は虫類	98	0	31	31.6%
両生類	62	0	21	33.9%
淡水・汽水魚類	約400	4	144	36.0%
昆虫類	約30000	3	239	0.8%
陸・淡水産貝類	約1100	22	377	34.3%
クモ類・甲殻類	約4200	0	56	1.3%
動物 小計		46	1002	

環境省レッドリストから作成

出典：いのちがつながっている～生物多様性を考えよう（環境省）

(5) 市民・市民団体・事業者の参画の高まり

① 市民や市民団体・事業者の役割の拡大

少子高齢化により環境保全の担い手が減少している中で、市・市民・市民団体・事業者など多様な主体がそれぞれの特徴を生かし、協働して環境保全に取り組む事例が増えています。

環境関連では、再生可能エネルギーの普及促進などにおいて、事業者・市民団体が積極的にまちづくりに参画する様子も見受けられ、市民・市民団体・事業者の役割が拡大しています。

また、東日本大震災以降、防災の観点から地域のコミュニティ活動の重要性が再評価されており、これまで地域社会とつながりが少なかった市民の意識が変化してきています。

市では、平成 15 年（2003 年）10 月に設立された市・市民・市民団体・事業者で構成される城陽環境パートナーシップ会議が中心となって、市内で環境啓発活動等が幅広く展開されています。

②学校や地域等における環境教育の重要性の高まり

平成 20 年（2008 年）に小学校と中学校の学習指導要領が、平成 21 年（2009 年）には高等学校の学習指導要領が改訂され、これらに持続可能な社会の構築の観点が含まれました。さらに、環境保全活動・環境教育の一層の推進や幅広い実践的人材づくりを規定した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）が平成 23 年（2011 年）に施行されています。

「環境教育等促進法」では、地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められています。また、平成 26 年（2014 年）には、持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が日本で開催されるなど、環境問題の解決に向け環境学習が重視されてきています。

市では、市内小・中学校における学校版環境マネジメントシステムの「J-EMSエコスクール」の運用や、城陽環境パートナーシップ会議の活動で使用する環境教育教材や環境啓発冊子を制作する際に市内の高等学校と共同で制作するなど、教育現場との関わりを大切にしています。

ESD の概念

関連する様々な分野を“持続可能な社会の構築”の観点からつなげ、総合的に取り組むことが必要です。

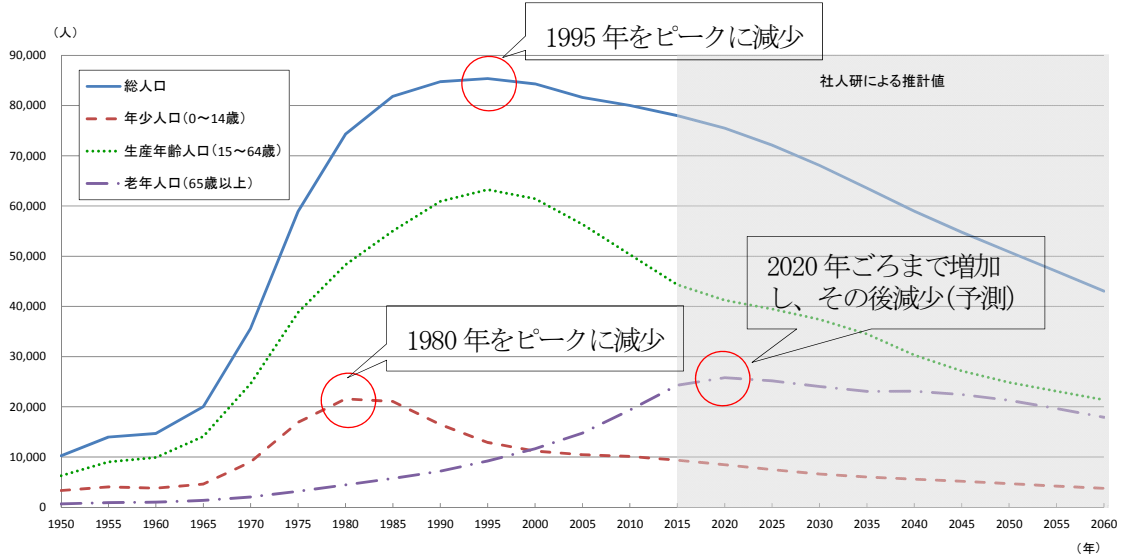


出典：文部科学省ホームページ（日本ユネスコ国内委員会）

(1) 人口

総人口は平成7年（1995年）をピークに減少しており、年少人口（0～14歳）は昭和55年（1980年）をピークに減少、老年人口（65歳以上）は増加し、少子高齢化が進んでいます。なお、平成38年（2026年）の目標人口（第4次総合計画）は、75,000人となっています。

人口の動向（推移及び推計）

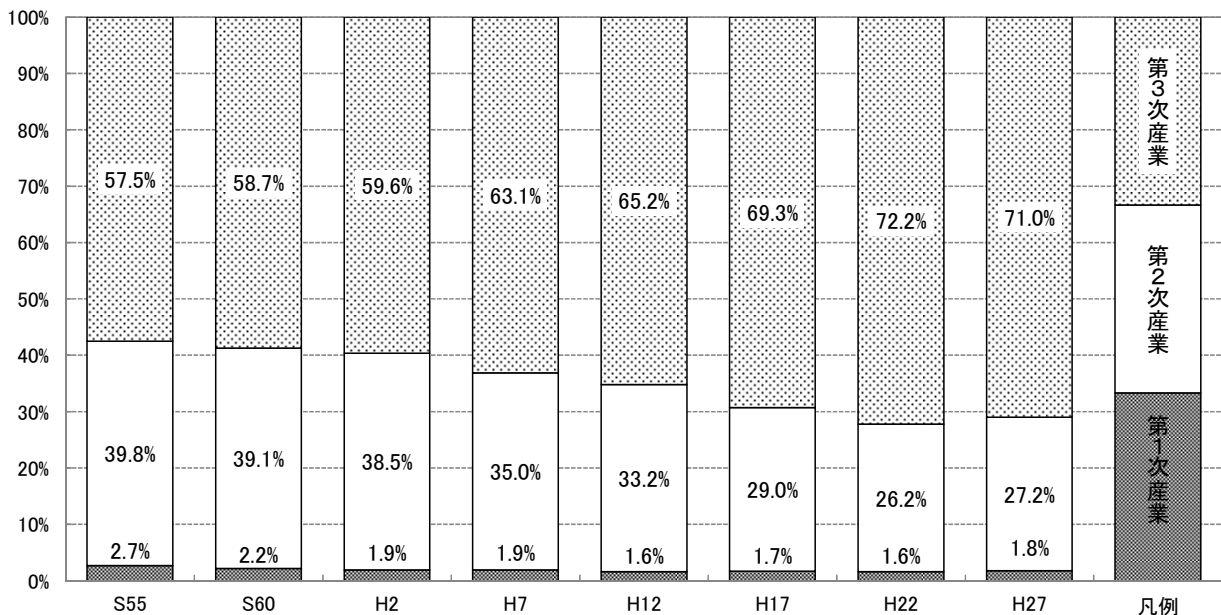


出典：実績値：総務省「国勢調査」
推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 産業

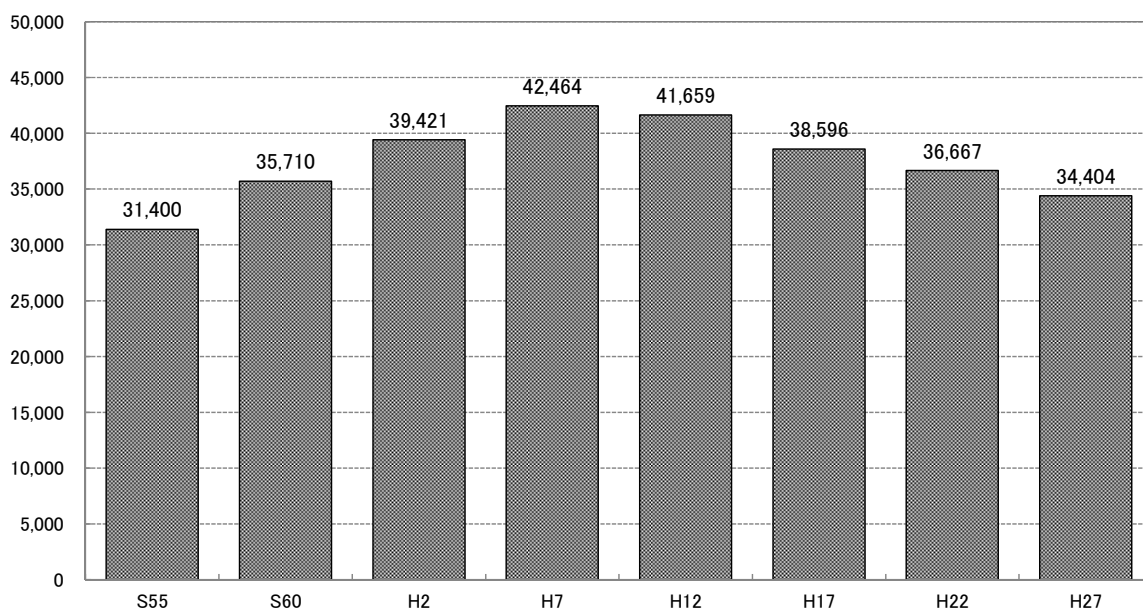
産業別構成比をみると、第3次産業の割合が高くなっています。また、就業人口は平成7年（1995年）をピークに減少しています。

産業別構成比の動向



資料：国勢調査

就業人口の動向



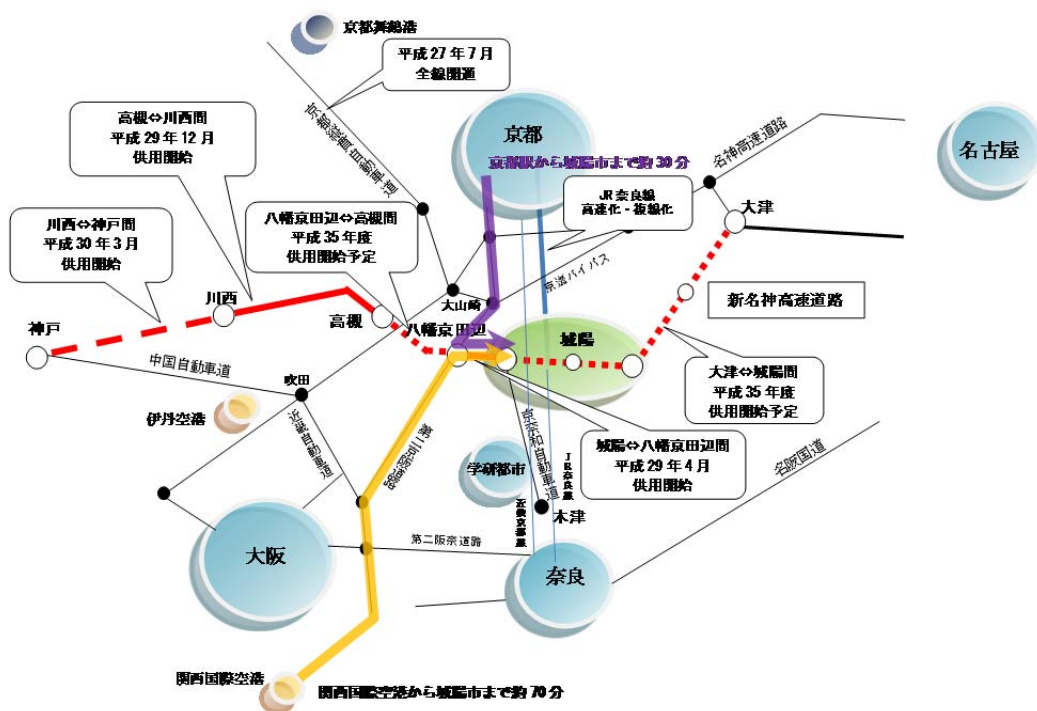
資料：国勢調査

(3) まちづくりプロジェクト等

①新名神高速道路等の整備予定

平成 35 年度（2023 年度）には新名神高速道路の全線開通が予定されており、本市は近畿圏のほぼ中央部の交通の要衝として、地理的優位性を持つ地域となります。

城陽市を取り巻く交通ネットワーク

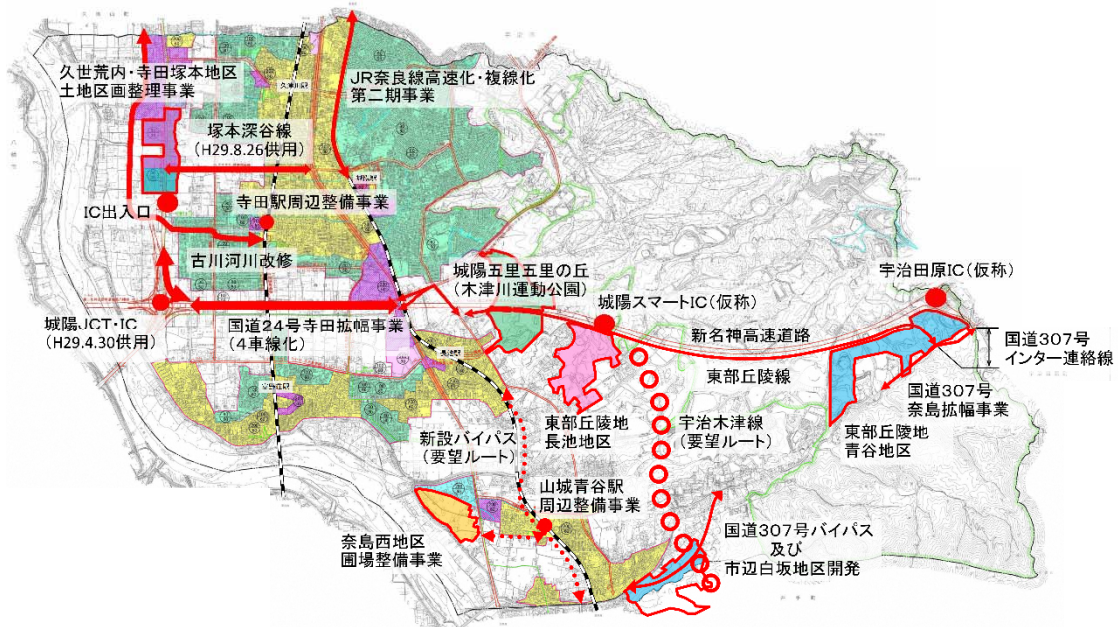


②まちづくりプロジェクト

平成 35 年度（2023 年度）の新名神高速道路の全線開通を機に、京都府南部地域の活性化へとつながるような、東部丘陵地をはじめとした新たな産業の創出・集積に向けたまちづくりが進められています。

また、JR 奈良線では、高速化・複線化第二期事業の実施により、平成 34 年度（2022 年度）を開業予定として、「京都一城陽」間で全て複線化されることで所要時間の短縮や定時性の確保など、利便性が向上することが期待されています。

城陽市のまちづくりプロジェクト



第3節 市民意識

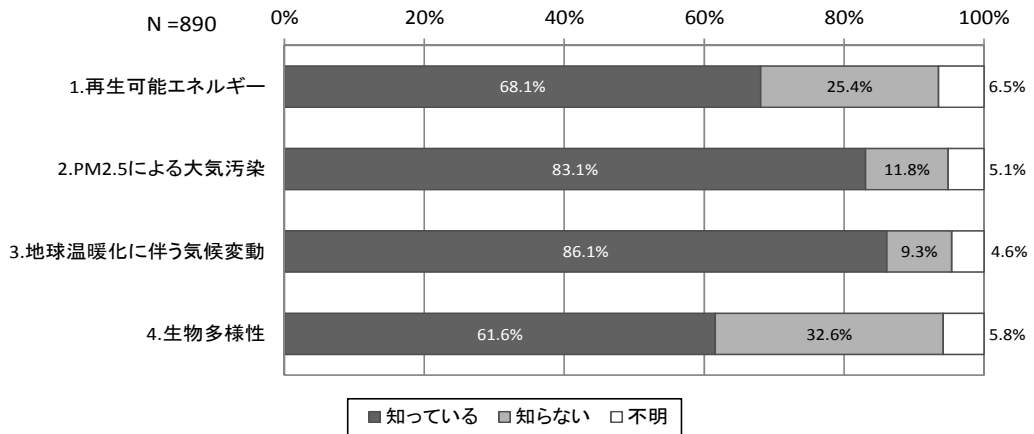
「城陽市の環境に関する市民・事業所意識調査」を2,000人の市民及び300事業所を対象に実施しました。特徴的な結果を以下に示します。

(1) 市民に知られている環境問題・市のまちづくりプロジェクト

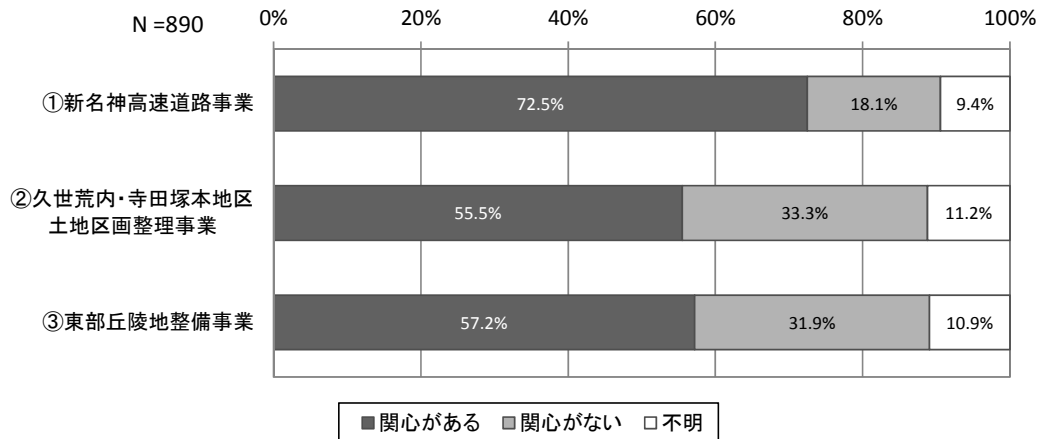
市民の環境問題についての認知度は、「PM2.5による大気汚染」「地球温暖化に伴う気候変動」が高くなっています。

また、市のまちづくりプロジェクトについての関心度は、「新名神高速道路事業」が高くなっています。

【環境問題についての認知度】



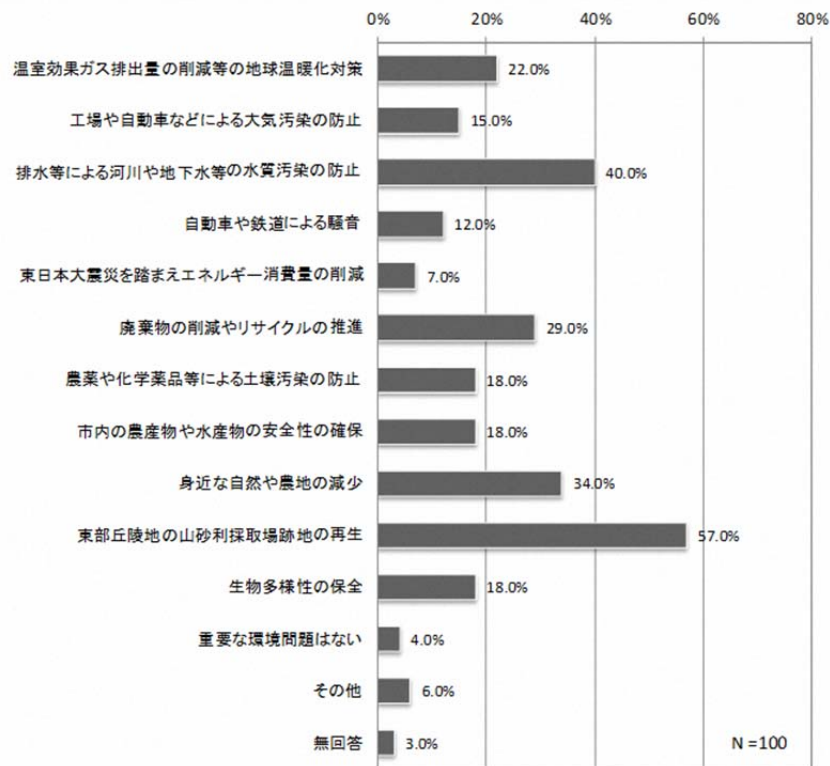
【市のまちづくりプロジェクトについての関心度】



(2) 事業者が重要と考える環境問題

事業者は「東部丘陵地の山砂利採取場跡地の再生」や「排水等による河川や地下水等の水質汚染の防止」が城陽市内で重要な環境問題であるとの考えの割合が高くなっています。

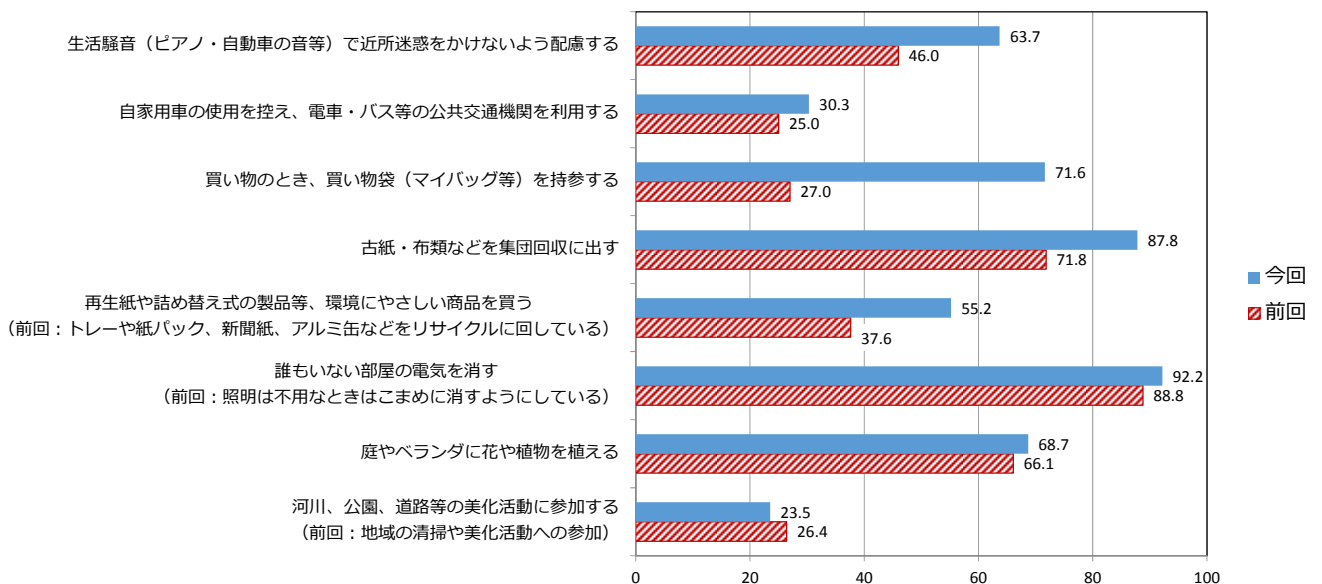
【事業者が重要と考える環境問題】



(3) 市民の環境に関する取組状況

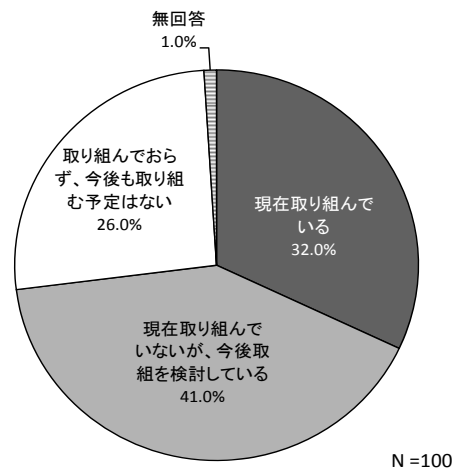
前回（平成12年9月実施）に比べると「マイバックの持参」や「リサイクル」など環境に配慮した生活が浸透している状況が分かりました。一方で、身近な環境の行動から一歩進んだ「美化活動への参加」など地域の取組への参加が少なくなっています。

【市民の環境に関する取組状況】

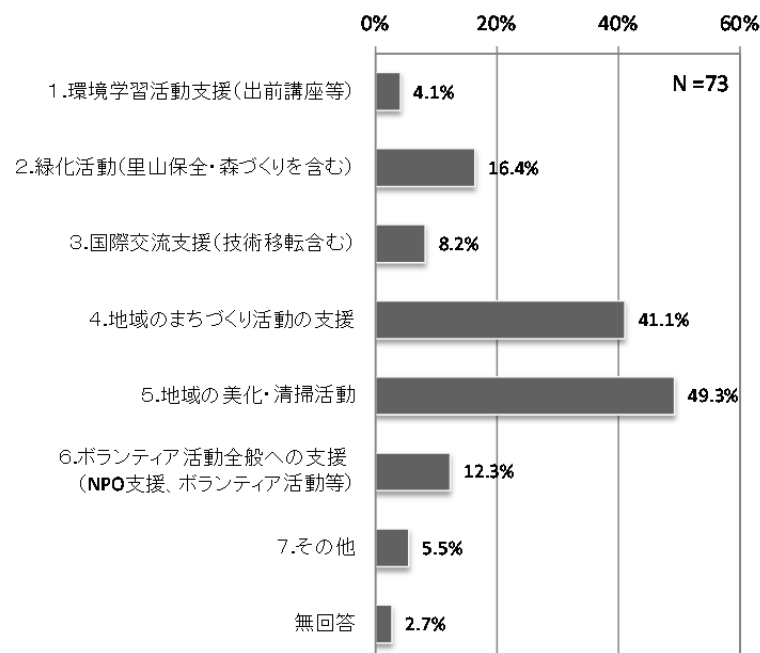


事業者では、「地域社会への貢献や、地域への利益の還元に取り組んでいる」、または、「今後取組を検討している」という回答が全体の73%を占めています。具体的には「地域の美化・清掃活動」、「地域のまちづくり活動の支援」への協力が最も多い結果となっています。

【地域社会への貢献や、地域への利益の還元に取り組んでいますか】



【どのような取組をされていますか。または今後取り組みたいですか】



第4節 城陽市の環境に係る課題

本市の環境に係る課題を以下に示します。

課題については、城陽環境パートナーシップ会議内に設置された「第2次城陽市環境基本計画策定ワークグループ」での意見や、市民意識調査の結果等より集約したものです。

① パートナーシップの更なる充実

持続可能な開発目標（SDGs）においても17番目の目標として「パートナーシップ」が位置付けられていますが、本市における各種環境活動や環境意識の啓発は、環境基本計画の推進団体である城陽環境パートナーシップ会議を中心として、平成15年（2003年）10月の会議設立から継続して積極的に展開されており、これは本市の環境施策における大きな特徴と言えます。

城陽環境パートナーシップ会議については、自然観察会やエコバスツアー等のイベント開催や、他の環境団体との交流など、幅広い活動を展開されていますが、若い世代の参加が少ない等の課題もあります。

環境への取組は、様々な主体（市・市民・市民団体・事業者）のパートナーシップのもとに、推進されることが重要です。

今後は、まちづくりのプロジェクトが進むことにより、多くの人や企業等が進出してきます。より多くの市民や事業者に、環境に関する情報発信や環境意識の啓発を図るためには、新しく市に進出した企業等との連携を図り、パートナーシップをさらに広げる必要があります。

また、市民に対しても、パートナーシップで環境問題に取り組むことの重要性を理解してもらい、環境に関する情報の発信や共有を図ることのできる仕組みづくりが必要となっています。

さらに、構築されたパートナーシップが将来にわたり維持されていくために、地域や学校等における環境教育・環境学習の充実・推進を図り、将来の環境活動を担う人材を育成する必要があります。

② 自然環境の保全

市内には、緑豊かな自然が多く残されており、市民が身近に自然を感じることができるのが本市の魅力のひとつでもあります。

また、オオタカ・ダルマガエル等の希少な生物やホタルの見られる水辺が確認される等、動植物の生息にも適した環境であります。

しかし、今後の市のまちづくりプロジェクトが、こうした自然と共生していけるよう、その動向を見守り、取り組む必要があります。

また、自然環境の保全の取組として実施されている、城陽環境パートナーシップ会議主催の自然観察会、梅林の保全活動等については、今後も引き続き実施する必要があります。

市の魅力でもある地下水については、地下水採取の適正化に関する条例に基づき、その適正利用に努めるとともに、水質についても継続して監視していく必要があります。

③地球温暖化対策の取組

東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止により、化石燃料等を使用した発電に頼らざるを得ず、その結果として温室効果ガスの排出量が増加傾向にあった時期もありましたが、省エネ意識の定着や再生可能エネルギーの導入拡大等により、現在は減少傾向にあります。本市においても、平成23年度（2011年度）から平成24年度（2012年度）にかけては増加傾向にありましたが、平成25年度（2013年度）からは減少傾向に転じています。

しかしながら、地球温暖化が原因とされている異常気象のひとつである局地的豪雨に起因した浸水被害により住民生活が脅かされる事象は増加しています。

今後は再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進等を通して、低炭素のまちづくりを進める必要があります。

また、温室効果ガスの抑制を行う「緩和策」だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対応する「適応策」についても、同時に進める必要があります。

④循環型社会の構築

「循環型社会形成推進基本法」の制定後、個別品目の特性に応じた各種リサイクル法が施行され、市においてもごみの分別区分の見直し等を行い、循環型社会の形成を推進してきました。

今後、市のまちづくりプロジェクトにより、まちがにぎわい、企業も増加すること等から、ごみの排出量について増加することが考えられるため、その動向を見守りながら、適正な資源循環・資源の有効活用をさらに推進し、環境負荷が低減される社会の構築を目指す必要があります。

⑤新たなまちづくりプロジェクト

市では、平成35年度（2023年度）に予定されている新名神高速道路の全線開通、東部丘陵地や新市街地の開発等の大規模プロジェクトが進んでおり、今後、市は大きく変わろうとしています。

河川や地下水の水質測定、大気測定、騒音・振動測定等、これまで蓄積してきたデータも活用する中で、様々な観点から今後の動向を見守る必要があります。

また、事業者においては、地域社会への貢献が求められています。

第3章 望ましい環境像とその実現に向けた方向性

この章では、本市の特性を踏まえ、本市が目指す望ましい環境像及びその基本的な目標となる環境ビジョンを示します。

第1節 望ましい環境像

本計画は、次に掲げる環境像の実現を目指します。

自然・人・未来をはぐくむ、環境共生のまち・城陽

※環境像は、城陽市環境基本条例及び第4次城陽市総合計画の考え方を踏まえ、ワークグループでの市民・事業者のみなさんの提案を参考に作成しました。

【コンセプト】

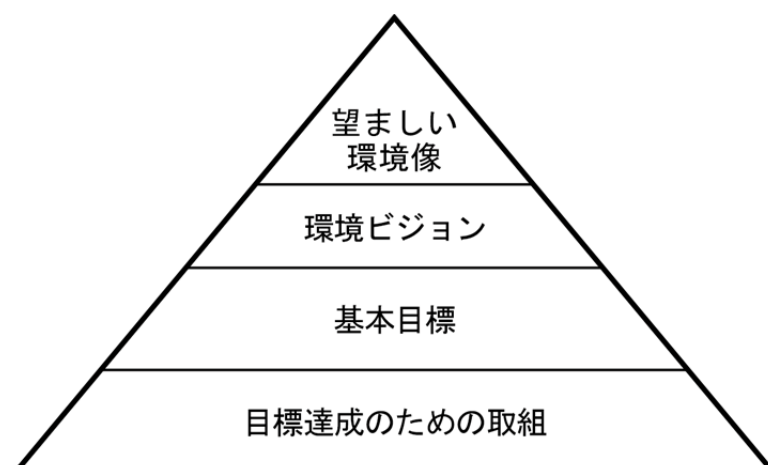
私たちは健康で文化的な生活を営むために良好な環境の豊かな恵みを受ける権利を有しています。そして同時に、この恵み豊かな良好な環境を将来世代に引き継いでいく責務を負っています。

市は今後、大きなプロジェクトが進み、まちが大きく変わろうとしています。市の持つ豊かな「自然」を守り育てながら、今後のまちづくりと調和・融合させ、「未来」へ引き継いでいく必要があります。

また、まちがにぎわい、多くの人が市内を行き交うなか、その自然を未来へ引き継いでいくための、環境配慮行動や環境活動を担う「人」の育成が必要となります。

この環境像においては、新しいまちの中で、豊かな「自然」が、多くの「人」のパートナーシップによって、「未来」へと引き継がれることで「環境と共生するまち」を実現するという思いを表現しています。

■環境基本計画の構成

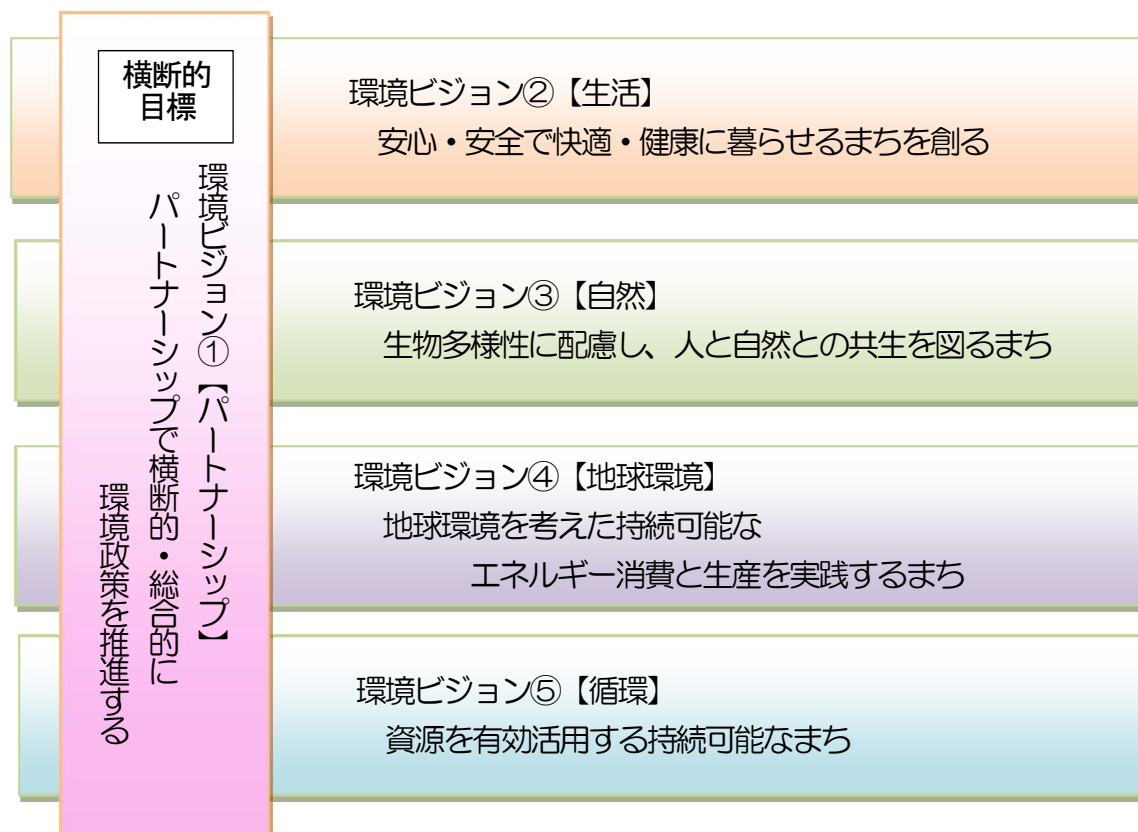


第2節 環境ビジョンと本市の目指す姿

■5つの環境ビジョン

望ましい環境像の実現のため、本市が今後実施する環境の保全と創造に関する取組の基本的な目標を、5つの環境ビジョンとして以下のように定めました。

■5つの環境ビジョン



※環境ビジョン①「パートナーシップ」は、分野横断的な目標として設定します。

第3節 5つの環境ビジョンの実現に向けた方向性

■ビジョン実現に向けた方向性

第2節であげた本計画の基本的な目標となる5つの環境ビジョンを達成するための方向性を以下に示します。

本市では、現在、平成35年度（2023年度）に予定されている新名神高速道路の全線開通やJR奈良線の複線化など、市域の発展につながるまちづくりプロジェクトが広範囲で進められており、こうした機会を活用して、本市の特徴である豊かな自然、歴史と文化等を生かした環境共生型のまちづくりを進めます。

そのため、これまでの計画と同様に、市・市民・市民団体・事業者のパートナーシップにより、環境保全とまちなぎわいや発展が両立する持続可能な環境共生のまちの実現を目指します。

【パートナーシップ】	パートナーシップで横断的・総合的に環境政策を推進する
-------------------	-----------------------------------

- 持続可能な開発目標（SDGs）においても17番目の目標として「パートナーシップ」が位置付けられていますが、市ではこれまでも、「城陽環境パートナーシップ会議」を中心として、市民・事業者の環境との関わり合いを増やし、環境を良くするために、パートナーシップによる取組を進めてきました。これまでの取組を生かしつつ、今後もより一層、市民・事業者・行政がパートナーシップにより横断的・総合的に環境政策を推進するまちを目指します。
- 大規模プロジェクトが進み市内の環境が大きく変わる中、市が中心となって、市民・事業者とともに、環境配慮行動・環境活動に取り組むとともに、環境に関する情報提供や環境学習・環境教育を充実し、環境にやさしい人を育むまちを目指します。

【生活】	安心・安全で快適・健康に暮らせるまちを創る
-------------	------------------------------

- 大気質、水質など本市の環境は概ね良好な状態を保っており、今後も現在の大気質や水質を保全していくことが求められています。
- 一方、市内では大規模なまちづくりプロジェクトがいくつも進んでおり、今後さらに都市活動が活発になることが想定されることから、現在の良好で健全な大気・水・土壌等の環境を保全し、豊かな生活環境を守るとともに、河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てる取組を進めます。
- 豊かな歴史・文化の活用を進めることにより、城陽らしい景観・まちなみを保全し、次世代に伝えます。

【自然】 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図るまち

- 本市の豊かな自然を次世代に伝えるため、多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り育てます。さらに、風土を生かした農業を守り育てることにより、地域に根ざした生活を継承することを目指します。
- 東部の丘陵地における自然環境の保全・再生・創出を目指します

【地球環境】 地球環境を考えた持続可能なエネルギー消費と生産を実践するまち

- 私たちの活動が地球環境に影響を与えていることを認識し、身近な地域で行動することで、地球環境に与える負荷を減らした生活や事業活動を達成します。
- 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用により温室効果ガスを削減するとともに、低炭素型のまちづくりを進めます。
- 人と環境にやさしい交通体系づくりや、気候変動による自然や社会への影響にあらかじめ備える「適応策」に積極的に取り組みます。

【循環】 資源を有効活用する持続可能なまち

- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）のシステムを構築することにより、循環型のまちづくりを進めます。
- 環境負荷の小さいごみ処理を推進し、きれいなまちづくりを進めます。

【コラム】 城陽環境パートナーシップ会議とは・・・

みんなが暮らしよい環境をつくっていくためには、その地域に住む人、働く人、学ぶ人など、地域に関わるみんなの力が欠かせません。そこで環境づくりの輪を広げるための場として、平成 15 年（2003 年）10 月 25 日に「城陽環境パートナーシップ会議」が設立されました。

自然観察会、花いっぱい運動や省エネ診断の実施、環境家計簿の啓発など、会員一人ひとりが主体となって、身近にできる取組を実施しています。

これらの活動に参加していただくことで、環境に関心のある人や団体間の交流を広げたいと考えています。みなさんもぜひご参加いただき、できることから始めませんか。

環境づくりの大きな輪を広げましょう。

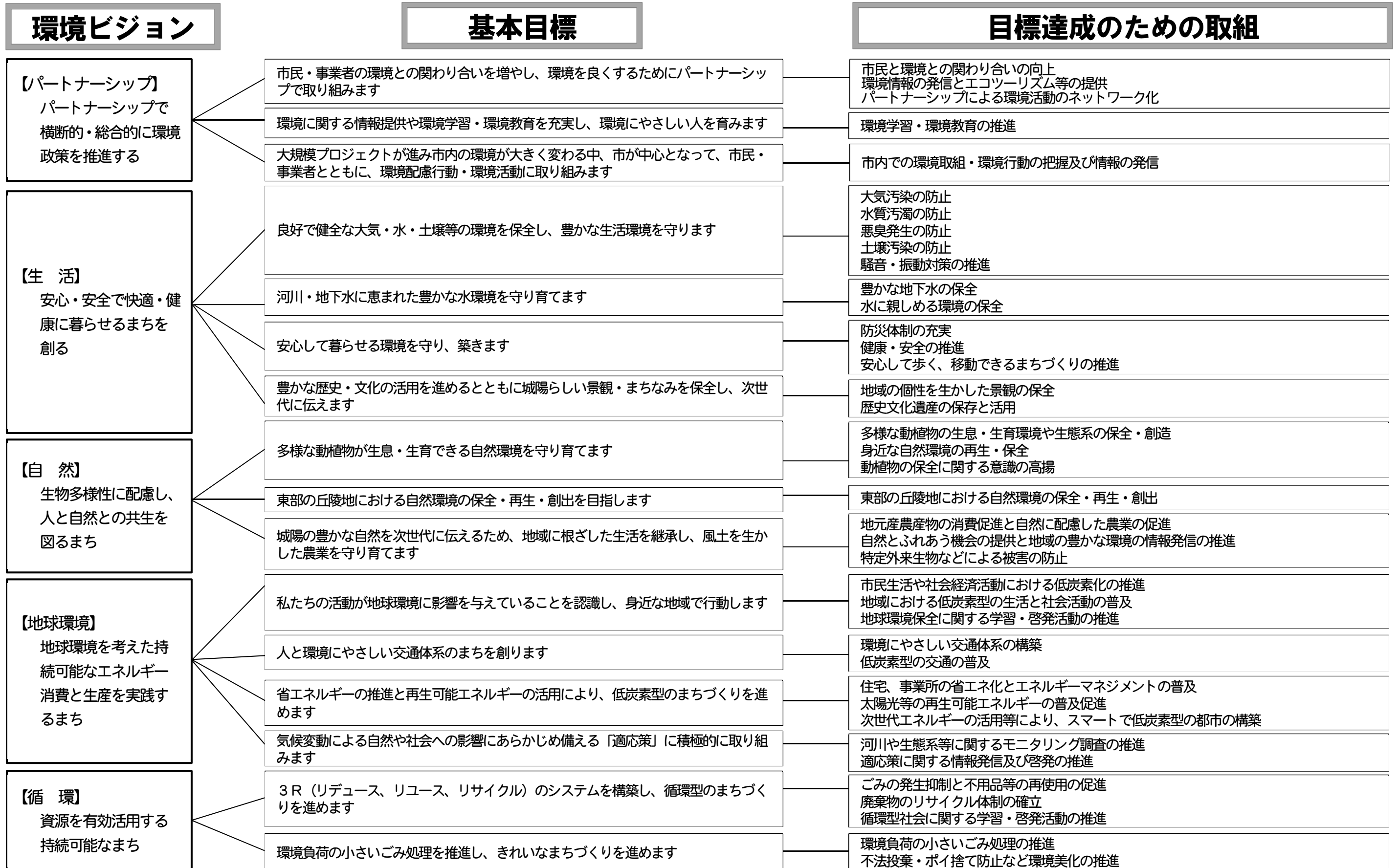


できることから始めよう！

第4章 目標達成のための取組

5つの環境ビジョンを達成するため、各ビジョンについてそれぞれ関連する複数の基本目標を設定し、目標達成のための取組を以下のように定めました。

【望ましい環境像】自然・人・未来をはぐくむ、環境共生のまち・城陽



1 パートナーシップ

●環境ビジョン

パートナーシップで横断的・総合的に環境政策を推進する

●基本目標

- ①市民・事業者の環境との関わり合いを増やし、環境を良くするためにパートナーシップで取り組みます
- ②環境に関する情報提供や環境学習・環境教育を充実し、環境にやさしい人を育みます
- ③大規模プロジェクトが進み市内の環境が大きく変わる中、市が中心となって、市民・事業者とともに、環境配慮行動・環境活動に取り組みます

■環境指標と目標値

	現況（H28）	目標（H39）
環境に関するイベント・学習会等への参加経験の割合	29.9%*	50%
環境を学ぶ機会の満足度	12.4%*	50%
環境マネジメントシステムの導入事業所数	23 事業所	33 事業所
環境パートナーシップ会議の会員数	291 人	380 人
市内一斉クリーン活動への参加事業所数	21 事業所	35 事業所

※平成 27 年度実績値

【コラム】第2次城陽市環境基本計画をどんな計画にしたい？

ワークグループ（※）の参加メンバーの想いを紹介します。

※第2次環境基本計画の策定に向け、市民・事業者・市民団体・行政が集い、環境に関する課題の共有や、今後の取組等の意見交換を行うワークグループを6回開催しました。

- ・一人一人が実践する計画
- ・親しみやすい計画
- ・実施、実践にこだわる計画
- ・環境を大切に思う人の輪を広げる
- ・市民参加、体験、外部交流。これらの環境で多くの人が参加する計画
- ・老人、若手、子どもとバランスのとれた環境計画
- ・経済・産業・まちづくりのそれぞれに環境の視点が組み込まれた計画
- ・城陽環境パートナーシップ会議の活動内容を全市民レベルまで浸透させ、城陽市民を挙げて環境を守る活動への参加を促す計画にしたい
- ・事業者、自治会、子ども会、老人会、地域ボランティアグループとの協働を進めたいなど



● 目標達成のための取組

① 市民・事業者の環境との関わり合いを増やし、環境を良くするためにパートナーシップで取り組みます	
取組と主な内容	<p><市民と環境との関わり合いの向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもから大人まで、環境について身近な活動に参加・体験し、学びます。 ・環境のために活動する市・市民・市民団体・事業者など様々な主体がつながりながら取組を拡大していきます。 <p><環境情報の発信とエコツアーリズム等の提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の環境について学ぶ機会を増やすとともに、学んだことをまわりに伝えられるよう働きかけます。 <p><パートナーシップによる環境活動のネットワーク化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに築いてきた環境に関するネットワークを最大限生かしながら、環境に関する情報交換や交流の機会づくり、人材育成に継続的に取り組みます。 ・様々な取組を通じて環境への意識が高まり、行動へとつながっています。また、その行動をまわりの人に伝えることで、取組の輪を広げます。
② 環境に関する情報提供や環境学習・環境教育を充実し、環境にやさしい人を育てます	
取組と主な内容	<p><環境学習・環境教育の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する情報や学習機会、学習の場の提供とともに、環境教育を担う人材の育成を図り、継続的な取組を目指します。 ・環境に関する経験の蓄積を貴重な情報として環境教育・学習に活用していくために、情報の整理・提供に取り組みます。 ・環境教育の実施状況を把握・整理した上で、教員を対象とした講座の実施や環境団体・専門家の派遣など、実施の支援に取り組みます。 ・学校教育以外にも未就学児から成人まで幅広い層に対し、身近な自然、歴史、地域の産業等を通して、地域の環境について体験や学ぶ機会を提供します。

③大規模プロジェクトが進み市内の環境が大きく変わる中、市が中心となって、市民・事業者とともに、環境配慮行動・環境活動に取り組みます

取組と 主な内容	<p>＜市内での環境取組・環境行動の把握及び情報の発信＞</p> <ul style="list-style-type: none">•環境について知り、まわりに伝えていく取組をリードするような取組を広く発信することで、取組意欲を喚起します。特に、事業者の取組を促すための取組を重点的に進めます。•市民・事業者の連携をさらに拡大するために、連携を促す仕組みづくりを行います。
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●各主体の取組

市

- 環境にやさしい暮らしに役立つ情報の提供や行動を促す取組の支援を行います。
- 市・市民・市民団体・事業者相互のネットワーク化に努めます。
- 環境教育を担う人材の育成に努めます。
- 学校での環境学習・教育の取組を進めます。
- 環境学習・体験ができる場について情報提供を行います。
- 積極的に取り組んでいる市民や市民団体・事業者などを支援します。

市民

- 環境問題に関心を持ち、様々な情報を調べるとともに、環境保全活動や学習会等に参加します。
- 生徒・学生は学校の環境学習の授業やイベントに積極的に参加します。
- 環境問題について学んだことや考えたことについて家族や地域、学校などで積極的に話し合います。
- 環境に関する取組についての理解や協力を心がけます。

市民団体

- 取組を積極的に公表し、市民の広がりやネットワークづくりに努めます。
- 活動が結びつくきっかけとなる場を提供します。
- 環境に配慮したライフスタイルを提案するとともに、地域の様々な活動に積極的に参加します。
- 環境に関する講座の実施に努めます。

事業者

- 環境への取組を積極的に公開します。
- 事業活動のあらゆる場面において環境への配慮を徹底できるよう、従業員の教育に努めます。
- 従業員に対し、地域の環境保全活動への参加を奨励します。
- 環境負荷低減に関する取組について事業者同士で情報共有を進めます
- 市民を対象とした講習会や施設見学会などを開催し、市民の事業活動への理解に努めます。

協働での取組

- 主体間で交流や連携を深め、情報交換や、情報発信に努めます。
- パートナーシップによる環境保全活動の実施に努めます。
- 環境教育を担う人材の育成に協力します。

2 生活

●環境ビジョン

安心・安全で快適・健康に暮らせるまちを創る

●基本目標

- ①良好で健全な大気・水・土壌等の環境を保全し、豊かな生活環境を守ります
- ②河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます
- ③安心して暮らせる環境を守り、築きます
- ④豊かな歴史・文化の活用を進めるとともに城陽らしい景観・まちなみを保全し、次世代に伝えます

■環境指標と目標値

	現況 (H28)	目標 (H39)
BOD 10 mg/L 以下の調査地点の割合	100%	100%維持
川や池の水のきれいさに対する満足度	26.6%*	50%
公共下水道の水洗化率 (水洗化人口/処理区域内人口)	92.6%	97.5%
地域防災リーダーの育成	36人	129人
重要備蓄品の備蓄	58.4%	100%
まちなみのゆとり、美しさに対する満足度	21.7%*	50%
歩道設置率 (歩道設置済延長/歩道設置計画延長)	62.6%	78.2%
空き家バンク利用件数	12件	30件
エコミュージアム事業参加者数	—	6,500人

※平成27年度実績値

【コラム】城陽市のおすすめは？

ワークグループのメンバーに、城陽市のイチオシのおすすめポイントを紹介してもらいました。

- ・おいしい水！自然が豊か、青谷の梅、鴻ノ巣山、古川
- ・木津川流域（流れ橋、桜並木）
- ・サイクリングロード
- ・田、畑、川、緑、農作物、生き物など自然が多く残っている
- ・市民参加のボランティアグループが多い
- ・城陽市はわたり鳥のルートともいわれ、鳥達も多数見られる
- ・大きな都市のプラス要因と小さな町のプラス要因をあわせもっている
- ・空気や水がおいしく温暖であり、天候もほぼ安定している など



● 目標達成のための取組

① 良好で健全な大気・水・土壌等の環境を保全し、豊かな生活環境を守ります

取組と主な内容

<大気汚染の防止>

- ・工場や事業所での発生源対策を進め、良好な大気環境を守ります。
- ・府や近隣自治体等と連携し、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学スモッグ等への対応等を進め、幹線道路周辺の環境保全対策を進めます。
- ・低公害車・低排出ガス車の普及に努めるとともに、自動車から公共交通や自転車・徒歩への転換を推進し、自動車による大気汚染の抑制に努めます。
- ・現在整備中の新名神高速道路等については、府や近隣自治体、道路管理者等と連携し、沿道における健やかな環境を保全するための監視体制を構築し、維持します。

<水質汚濁の防止>

- ・河川や水路等の公共用水域の水質の調査を継続し、適正な維持・保全に努めます。
- ・生活排水や事業所排水の適正な処理など、水質保全等に関する意識啓発を進めます。
- ・公共下水道の適切な維持管理を進めるとともに、未接続世帯への啓発等に努めます。

<悪臭発生の防止>

- ・さわやかな空気の中で快適に生活できるよう、生活環境における悪臭対策に取り組めます。

<土壌汚染の防止>

- ・有害物質による土壌汚染の監視・指導に努めます。
- ・土壌汚染が判明したときは、府と連携をとり、適正な対応を行います。

<騒音・振動対策の推進>

- ・自動車交通騒音・振動については、府や近隣自治体、道路管理者等と連携し、沿道における健やかな環境を保全するための働きかけを行います。
- ・工事現場や事業所からの騒音・振動については、関係法令等に基づき、事業者に対する規制や指導を適切に行います。

②河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます

取組と主な内容

<豊かな地下水の保全>

- ・城陽市の特徴である豊かな地下水を保全するとともに、地域の魅力として発信し、水環境に関する市民の意識向上を図ります。

<水に親しめる環境の保全>

- ・市民や事業者への意識啓発や、市民や事業者と連携して実施する河川や水路の清掃活動への支援を進めるとともに、市民が水に親しめる空間の適正な維持管理に努めます。

③安心して暮らせる環境を守り、築きます

取組と主な内容

<防災体制の充実>

- ・地域防災計画に基づき防災対策を進めるとともに、地域の自主防災組織の育成を図り、市民、事業者、関係機関、行政の連携による総合的な防災体制を強化します。
- ・市民や事業者が防災のための日常的な備えをするよう、情報提供や意識啓発に努めます。

<健康・安全の推進>

- ・地域でのつながりを見直し、防犯に対する意識を高めていきます。
- ・安全な食生活に関心を持ち、健康に配慮します。

<安心して歩く、移動できるまちづくりの推進>

- ・狭い道路の多い本市において、安心して歩くことが出来るような道路環境の整備に努めます。

④豊かな歴史・文化の活用をすすめるとともに城陽らしい景観・まちなみを保全し、次世代に伝えます

取組と主な内容

＜地域の個性を生かした景観の保全＞

- ・木津川沿いの桜つつみや鴻ノ巣山・青谷梅林・水度神社参道など、地域特有の景観を大切にし、まちづくりに生かします。

＜歴史文化遺産の保存と活用＞

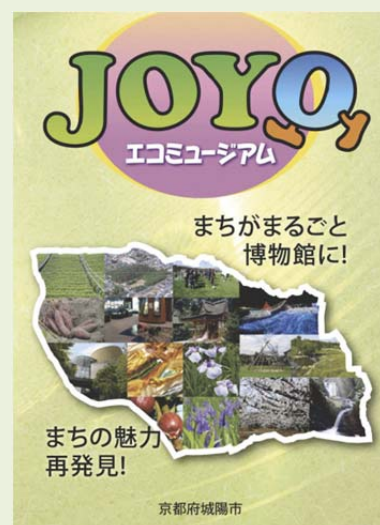
- ・市内の遺跡や文化財等の調査研究や保全を進めるとともに、市民共有の財産として情報提供等に取り組みます。
- ・山背古道や緑と歴史の散歩道など、城陽市の文化・歴史を生かした魅力の創造に取り組むとともに、その発信を進めます。
- ・エコミュージアム事業を積極的に推進します。

【コラム】エコミュージアム事業とは・・・

地域全体を博物館として捉え、住民が主体的に参加する運営により、地域内にある歴史・自然・産業などの地域資源を現地で保存し、調査・研究、展示、活用等を継続して行うことで、地域を見直し、その活性化や発展を目指す取組です。

城陽市は、交通の要衝として古くから重要な地であったことから、市内にはその歴史を物語る豊かな歴史資源が数多く存在しています。国指定史跡が6件あり、比較的狭い範囲に縄文時代から奈良時代の史跡がまとまって所在する地域は全国的にもあまりみられないため、各時代の人々の営みを史跡を通じて実際に体験できる貴重な地域という評価を受けています。

市では、これらの歴史資源だけでなく自然や産業などの多様な地域資源を活用し、市民のふるさとの誇りと愛着をもってまちづくりに取り組んでもらうとともに、広く市外に城陽市の魅力を発信して多くの人たちを呼び込むことを目的として、「エコミュージアム事業」に取り組んでいます。



●各主体の取組

市

- 大気、水質、騒音等の測定・監視体制を維持します。
- 市民・事業者と協力し、環境の現状や改善に関する情報を積極的に発信します。
- 公共下水道を適切に維持管理するとともに、下水道への接続の促進等により、更なる水質の向上を図ります。
- 安心・安全・快適に利用できるよう、市民・事業者との協働により、水路や公園を快適で良好な状態に保ちます。
- 低公害車・低排出ガス車の導入に努めます。
- 食中毒予防等の食の安全に係る情報を発信します。
- 市内の遺跡や文化財等を調査・研究し、保全します。
- エコミュージアム事業を推進します。

市民

- 浄化槽の適切な管理により、排水への環境負荷（生活雑排水等）の低減に努めます。
- 公共下水道を利用します。
- 河川の美化活動に参加するよう努めます。
- 化学肥料や除草剤・殺虫剤等の化学薬品の適正な使用に努めます。
- 日頃から災害に対する備えに努め、地域との連携を深めるとともに、地域の防災活動に参加します。
- 防犯意識の高めるよう努めます。
- 歴史的まちなみや景観づくりに協力します。
- エコミュージアム事業に参加します。

市民団体

- 河川の美化活動の実施に努めます。
- 身近な河川で水質調査、水辺の生き物調査の実施に努めます。
- 自主的に防災組織づくりを行い、地域に根付いた防災体制の整備に努めます。
- 歴史的まちなみや景観づくりに協力します。
- エコミュージアム事業に参加・協力します。

事業者

- 環境汚染防止に関する法令を遵守します。
- 大気汚染物質の排出による環境負荷の低減等を進め、継続的な環境改善に取り組みます。
- 公共下水道を利用します。
- 事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取組等について積極的に情報公開し、市民や地域、行政との信頼関係を築きます。
- 地域の防災活動等に協力します。
- 低公害車・低排出ガス車の導入に努めます。
- 歴史的街並みや景観づくりに協力します。
- エコミュージアム事業に協力します。

協働での取組

- 良好な生活環境を維持できるよう、各主体で行動します。
- 日ごろより災害に対する備えに努め、各地域の防災組織へ参加し、防災訓練等に協力します。
- 各地域でみられる景観やまちなみを保全するため、各主体間で連携・協力します。
- エコミュージアム事業に積極的に参加・協力します。

3 自然

●環境ビジョン

生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図るまち

●基本目標

- ①多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り育てます
- ②東部の丘陵地における自然環境の保全・再生・創出を目指します
- ③城陽の豊かな自然を次世代に伝えるため、地域に根ざした生活を継承し、風土を生かした農業を守り育てます

■環境指標と目標値

	現況 (H28)	目標 (H39)
市の名木・古木登録数	36本	現状維持
耕地面積	404ha	350ha以上を維持
1人当たり公園面積	6.2 m ²	10 m ²
市街化区域の緑被率	18%	30%
自然の生物との親しみに対する満足度	28.7%*	50%
自然観察会で確認された動物種数	鳥類 42種類 魚類等 16種類	増やす
ホテルが見られる水辺の数	8カ所	10カ所
農産物の販売金額	146千万円*	170千万円

※平成27年度実績値

【コラム】城陽の環境をより良くするための実践や行動は？

～自然環境

ワークグループの参加メンバーの想いや提案を紹介します。

- ・城陽の自然を見て、触れて、体験、知って行動する
- ・生物多様性の保全
- ・守るべき動植物、自然環境を明確にし、周知、表示、アピールの実施
- ・自然、生物の良さを感じられるように
- ・毎日の自然環境の変化に敏感になる
- ・空の色、雲、風、鳥の鳴き声、市民の目先にある自然
- ・子どもと外で遊ぶ時、自然（四季）を感じて遊ぶ（どんぐり拾い、雪だるま、たこあげなど）
- ・若い世代への料理（家庭料理）伝承梅干しや梅酒の作り方など、昔からのやり方を伝える など
- ・きれいな水をもっとアピールしてはどうか
- ・公園などに樹木を増加 など



● 目標達成のための取組

① 多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り育てます

取組と
主な
内容

<多様な動植物の生息・生育環境や生態系の保全・創造>

- ・関係機関との連携のもと、開発等にあたっては動植物の生息・生育環境に配慮し、適切な保全・管理に努めます。
- ・緑や水辺は互いにつながっており、豊かな自然やまち中を流れる河川・水路などの適切な保全・管理に努めます。また、河川の美化や生態系に関する調査などの広域的な視点から取組を行います。
- ・先導的な取組を重点的に進めていき、市民や事業者の参加・関わりの輪を広げていきます。

<身近な自然環境の再生・保全>

- ・市街地に点在する社寺林や並木などの自然環境、雑木林や農地等の維持管理を図り、身近な環境資源を後世に引き継ぐよう再生・保全していきます。
- ・みんなで協力しながら、公園の管理や身近な緑をつくり、育てることにより身近な自然環境を育みます。
- ・身近に自然を感じられる水辺も貴重な資源です。水質の維持や改善、地域住民との協働による美化活動など、水辺環境の保全・創造に取り組みます。

<動植物の保全に関する意識の高揚>

- ・生物多様性への理解を深めるため、地域での取組に注目しながら、地域の生き物の生育・生息環境の保全・創造を進めます。
- ・市域の自然環境の現状を知り、動植物が生息しやすい環境に関する情報や特定外来生物などについての情報を提供し、人間だけでなく生物にとって快適な環境づくりに対する意識の高揚を図ります。
- ・また、自然とふれあう体験の場を設けると共に、市民参加型の生物調査を継続的に実施し、専門家の支援を得ながらデータの蓄積に取り組みます。
- ・市内の色々なところで自然観察や環境保全活動に取り組むことで、動植物の保全に関する意識の高揚を図ります。

②東部の丘陵地における自然環境の保全・再生・創出を目指します

取組と主な内容

＜東部の丘陵地における自然環境の保全・再生・創出＞

- ・東部丘陵地周辺においては、自然環境及び生き物の生息環境の保全に取り組みます。
- ・東部丘陵地の土地利用にあたっては、緑地帯の配置などにより「自然環境の再生・創出」を図るとともに周辺環境と調和した環境共生型のまちづくりを進めていきます。

③城陽の豊かな自然を次世代に伝えるため、地域に根ざした生活を継承し、風土を生かした農業を守り育てます

取組と主な内容

＜地元産農産物の消費促進と自然に配慮した農業の促進＞

- ・農業体験や地産地消を通じて自然の恵みについて考える機会を増やします。
- ・市民や事業者による地元産農産物の消費促進や、環境に配慮した農業に関する取組を発掘し、内外に発信するとともに団体同士の連携を進めます。

＜自然とふれあう機会の提供と地域の豊かな環境の情報発信の推進＞

- ・農地は緑地空間の確保や生物多様性の維持の観点からも重要であり、積極的に保全・活用します。

＜特定外来生物などによる被害の防止＞

- ・特定外来生物などによる被害の状況を把握するとともに、必要に応じて被害を防止するための対策を講じます。

●各主体の取組

市

- 市民や市民団体、事業者など多様な主体と連携しながら、生き物の生育・生息環境の保全・再生に努めます。
- 生物多様性の観点から市の現状について情報の収集に努め、積極的に公開します。
- 市民参加型の生物調査を市民団体等と協力して、継続的に行います。
- 多様な主体と連携・協力しながら特定外来生物対策に取り組みます。
- 荒廃農地の再生活用に努めます。
- 農業後継者の育成と確保に努めます。

市民

- 身近な緑化など、生き物の生育・生息環境づくりに努めます。
- 生物調査や自然環境観察会に参加し、生き物に関心を持つよう心がけます。
- 地域の農業に関心をもち、地域の農作物を選んで購入します。
- 自然の保全・創造に積極的に取り組みます。
- 生物多様性について理解を深めます。
- 外来種の動植物を適正に管理するよう努めます。

市民団体

- 自然の保全・創造に関する活動に積極的に取り組みます。
- 各団体と協働して、生物調査や自然環境観察会などを開催し、市民や事業者が、生き物に関心を持つ機会づくりに努めます。
- 生き物の生育・生息環境づくりに努めます。
- 農道や農業用水路・排水路等の美化活動の実施に努めます。

事業者

- 自然の保全・創造に関する活動に積極的に協力します。
- 開発等を行う際は、できるだけ自然の地形を残すように努めます。
- 生き物の生息空間としての機能に配慮しながら、敷地や建物の緑化に努めます。
- 住民や学校などと協力しながら、地域の緑づくりや保全活動に参加します。
- 地下水の適正な利用と維持管理に努めます。

協働での取組

- 自然の保全・創造に関する活動に積極的に取り組みます。
- 生物多様性について理解を深めます。
- 東部の丘陵地の自然環境の保全・再生・創出に取り組みます。
- 地域の農業に関心をもち、地域の農作物を選んで購入するなど地域の農業を応援します。また、土とのふれあいを大切にし、農業生産者との交流を深めます。

4 地球環境

●環境ビジョン

地球環境を考えた持続可能なエネルギー消費と生産を実践するまち

●基本目標

- ①私たちの活動が地球環境に影響を与えていることを認識し、身近な地域で行動します
- ②人と環境にやさしい交通体系のまちを創ります
- ③省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用により、低炭素型のまちづくりを進めます
- ④気候変動による自然や社会への影響にあらかじめ備える「適応策」に積極的に取り組みます

■環境指標と目標値

	現況 (H28)	目標 (H39)
環境家計簿を実施したことのある世帯の割合	1.8%	10%
グリーンカーテンの取組実施家庭・公共施設	610件	増やす
市全体のCO ₂ 排出量	—	2013年度比9%以上削減
城陽さんさんバスの利用者数	208,089人	増やす
雨水貯留施設設置件数	25件/年	35件/年
太陽光発電システムと蓄電池の同時設置件数	—	20件/年

※平成27年度実績値

【コラム】城陽の環境をより良くするための実践や行動は？

～地球環境

ワークグループの参加メンバーの想いや提案を紹介します。

- ・住宅を考えることが省エネ・福祉・環境を考えることにつながる
- ・地元で買い物する
- ・世代間の交流（三世帯居住）持続的活動
- ・社会福祉協議会、民生委員などと連携した「高齢者見回り」、「省エネ、快適性アップサポートプロジェクト」例えば、エアコンフィルターの掃除、断熱マットの設置、LED照明への付け替え
- ・建築士や工務店と連携した省エネ住宅普及プロジェクト
- ・市民一人ひとりが「当事者、主人公」だと認識を持つ

など



● 目標達成のための取組

① 私たちの活動が地球環境に影響を与えていることを認識し、身近な地域で行動します	
取組と主な内容	<p><市民生活や社会経済活動における低炭素化の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化等に関する情報提供や意識啓発を進め、日々の活動に伴って発生する温室効果ガスの少ない低炭素型の生活等の普及に努めます。 日々の生活の中で、再生紙の使用、アイドリングストップや環境に配慮した製品の購入など、地球規模の環境保全に直接的・間接的に役立つ行動の普及に努めます。 <p><地域における低炭素型の生活と社会活動の普及></p> <ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者が既に実施している地球環境に配慮した取組を把握し、PRすることにより、市民や事業者の自主的な取組意欲の増加に努めます。 <p><地球環境保全に関する学習・啓発活動の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 私たち一人ひとりの行動が地域や地球の環境に影響を与えていることを理解し、着実に環境保全活動を拡大していくことが求められています。市民・市民団体・事業者が地球環境の実態を知り、自分たちにできる保全策を知るために、情報の提供や啓発活動、環境保全活動を推進していきます。
② 人と環境にやさしい交通体系のまちを創ります	
取組と主な内容	<p><環境にやさしい交通体系の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全の観点から、市内の公共交通手段の利便性向上を図ります。 市民が安心して歩行できるよう、歩道や交通安全設備等の整備とともに、歩行の障害となりうる放置自転車や迷惑駐車がなくなるよう努めます。 自動車や自転車の運転者への啓発を進め、歩行者を優先する意識を高め、歩行者が安心して道を歩ける安全なまちづくりを推進します。 <p><低炭素型の交通の普及></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の鉄道路線等の公共交通をより有効に活用できる仕組みの導入や、自転車を利用しやすい道路整備等を進めることにより、低炭素型の交通の普及に努めます。

③省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用により、低炭素型のまちづくりを進めます

取組と主な内容

＜住宅、事業所の省エネ化とエネルギーマネジメントの普及＞

- 効率的にエネルギーを使い、無駄なエネルギー消費を抑制する意識の普及に努めます。
- HEMS（住宅向けエネルギーマネジメントシステム）、BEMS（ビル向けエネルギーマネジメントシステム）やFEMS（工場向けエネルギーマネジメントシステム）のエネルギーマネジメントシステムの普及を促進し、エネルギーの効率的な利用を促進します。

＜太陽光等の再生可能エネルギーの普及促進＞

- 公共施設等において、設備等の更新の際には、省エネルギー機器の導入等について検討します。
- 市民や事業者に対して、再生可能エネルギーに関する情報提供や意識啓発を充実します。
- 太陽光発電システムと蓄電池システムの同時設置に係る補助事業の普及・啓発に努めます。

＜次世代エネルギーの活用等により、スマートで低炭素型の都市の構築＞

- 東部丘陵地での新たな土地利用に関して、京都府や事業者等と連携し、再生可能エネルギー等を活用した分散型エネルギーの導入の促進に努めることにより、災害に強く低炭素な都市の構築を目指します。

④気候変動による自然や社会への影響にあらかじめ備える「適応策」に積極的に取り組みます

取組と主な内容

＜河川や生態系等に関するモニタリング調査の推進＞

- 市を取り巻く大気・水質等の状況を把握するため、環境測定を継続します。
- 自然観察会等を通して、市内の生態系について調査を継続します。

＜適応策に関する情報発信及び啓発の推進＞

- 雨水貯留施設やグリーンカーテンの設置等、身近にできる「適応策」について情報収集に努め、広く啓発します。

●各主体の取組

市

- 地球温暖化等に関して国や府の動向を把握し、市民・事業者に対して適切な情報提供に努めます。
- 市民・事業者の省エネや再生可能エネルギー導入等の取組を支援します。
- 低公害車・低排出ガス車の導入に努めます。
- 設備等の更新の際は、公共施設への省エネルギー機器の導入等について検討します。
- 城陽市エコプランにより、市の事務事業における温室効果ガスの削減に努めます。
- 気候変動に合わせた適応策について情報収集し、周知・啓発に努めます。

市民

- 自転車や公共交通機関等を利用し、自家用車の利用削減に努めます。
- 省エネ等に配慮した生活スタイルの定着に努めます。
- 再生可能エネルギーの導入や利用に努めます。
- 地球環境保全に関するイベントに参加します。
- 気候変動に合わせた適応策について情報収集に努めます。

市民団体

- 省エネ診断等を活用し、省エネ等に配慮した生活スタイルの普及に取り組みます。
- 自家用車の利用削減に関する啓発に努めます。
- 地球環境保全に関するイベントの実施に努めます。
- 気候変動に合わせた適応策について情報収集に努めます。

事業者

- 低公害車・低排出ガス車の導入に努めます。
- 省エネ等に配慮した事業スタイルを定着させ、事業活動によるエネルギー消費量削減に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの導入や利用に努めます。
- 地球環境保全に関するイベントへ参加・協力するなど、情報収集に努めます。
- 事業活動における温室効果ガスの削減に努めます。
- 気候変動に合わせた適応策について情報収集に努めます。

協働での取組

- イベント等の機会を活用してキャンペーン等を実施し、省エネ等に配慮した生活スタイルの普及や事業活動の定着を促進します。
- 地球環境保全に関するイベントの開催に協力します。
- 各主体の活動における温室効果ガスの削減に努めます。
- 気候変動に合わせた適応策について情報収集や情報交換に努め、市民や事業者に対して提供します。

5 循環

●環境ビジョン

資源を有効活用する持続可能なまち

●基本目標

- ① 3R（リデュース、リユース、リサイクル）のシステムを構築し、循環型のまちづくりを進めます
- ② 環境負荷の小さいごみ処理を推進し、きれいなまちづくりを進めます

■環境指標と目標値

	現況（H28）	目標（H39）
家庭系一人一日あたりのごみの排出量	484 g	473 g
家庭用一人一日あたりの水の使用量	285ℓ	減らす
生ごみ処理機への補助対象件数	10 件/年	現状維持
廃食用油の回収量	13,099ℓ	増やす
資源化率 （ごみ及び資源物の合計量に対する資源物量の割合）	23.38%	26.82%
小型家電回収量	2,880 kg	増やす
クリーン倶楽部城陽登録団体数	30 件	45 件

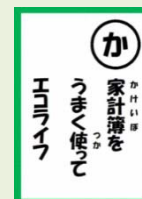
※平成 27 年度実績値

【コラム】城陽の環境をより良くするための実践や行動は？

～循環型で持続可能な社会

ワークグループの参加メンバーの想いや提案を紹介します。

- ・それぞれの分野の「環境」をまず考えてみる。限りある資源、エネルギーの選択を可能な限りなくする。
- ・企業は当たり前のように廃棄しているもの（副産物）の見直し、3Rの観点で物事を見る
- ・家族、地域が身近にできる事から取り組み、総じて、循環の大切さの意思を学習する
- ・目に見える循環の全体像を知ること、意識の向上を図る
- ・紙ごみの削減
- ・コンポストを放置しているので使う など



● 目標達成のための取組

① 3R（リデュース、リユース、リサイクル）のシステムを構築し、循環型のまちづくりを進めます	
取組と主な内容	<p>＜ごみの発生抑制と不用品等の再使用の促進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 日々の生活の中で、ごみ問題の根幹である発生段階での発生量の削減に努めます。ごみの削減には、壊れた製品を修理して再使用することや、耐用年数の長い製品を購入することも含まれます。 2R（リデュース、リユース）を優先する社会システムづくりに努め、不用品を譲渡する仕組みの構築や、環境に配慮した販売方法の普及など、循環型社会の形成に即した、環境に配慮した生活・事業活動の普及に努めます。 <p>＜廃棄物のリサイクル体制の確立＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 分別排出の徹底や集団回収の活用などによって資源の有効利用を進めることにより、焼却などごみとして処理される量を減らします。 生ごみ処理機やコンポストを用いた生ごみの堆肥化等に関する情報提供や啓発活動を充実し、環境への負荷の少ないごみ処理の普及に努めます。 <p>＜循環型社会に関する学習・啓発活動の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民団体や事業者との連携により、地域における環境教育・環境学習を充実し、ごみによる環境負荷の小さな循環型社会の形成を推進します。 買い物時にマイバッグを持参することや、食品ロスが出ない調理等食生活や販売方法の普及など、市・市民・市民団体・事業者が連携し、環境に配慮した生活スタイル、事業活動の普及を目指し、情報収集や周知・啓発、キャンペーンの実施等に取り組みます。
② 環境負荷の小さいごみ処理を推進し、きれいなまちづくりを進めます	
取組と主な内容	<p>＜環境負荷の小さいごみ処理の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 分別排出の徹底、生ごみ処理機等の利用によるごみの減量化等の推進により、環境負荷の小さいごみ処理を実現します。 <p>＜不法投棄・ポイ捨て防止など環境美化の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 市・市民・市民団体・事業者の連携により、不法投棄を防止するための見回りや通報体制の構築に努め、不法投棄の未然防止と速やかな対応を進めます。

●各主体の取組

市

- ごみの発生量の削減に努めます。
- 循環型社会について学べる学校での環境教育や学習会の開催に努めます。
- 循環型社会の実現に向けて、情報提供や周知・啓発に努めます。
- 適切なりサイクル手法を採用し、資源の有効利用を進めます。
- 廃食用油の回収・再利用に努めます。
- 市内一斉クリーン活動を実施します。
- 市内在住の外国人も含めた市民へのごみの分別の啓発・情報提供に努めます。

市民

- ごみの発生量の削減に努めます。
- 分別排出、集団回収など資源化に協力します。
- 廃食用油の回収・再利用に協力します。
- ごみ収集のルールを守り、ステーションの清掃管理に努めます。
- 浄化槽の適正管理に努めます。
- 不法投棄は行わず、見つけたら通報に協力します。
- 公共の場所などの清掃活動を行う環境美化活動に、積極的に取り組みます。
- 循環型社会について学べる学習会に参加します。

市民団体

- ごみの発生量の削減に努めます。
- 不法投棄や野焼きの防止を地域ぐるみで呼びかけます。
- 循環型社会について学べる学習会の開催に努めます。
- 廃食用油の回収・再利用に取り組みます。
- 市内一斉クリーン活動に参加・協力します。
- 不法投棄防止のパトロール等に協力します。

事業者

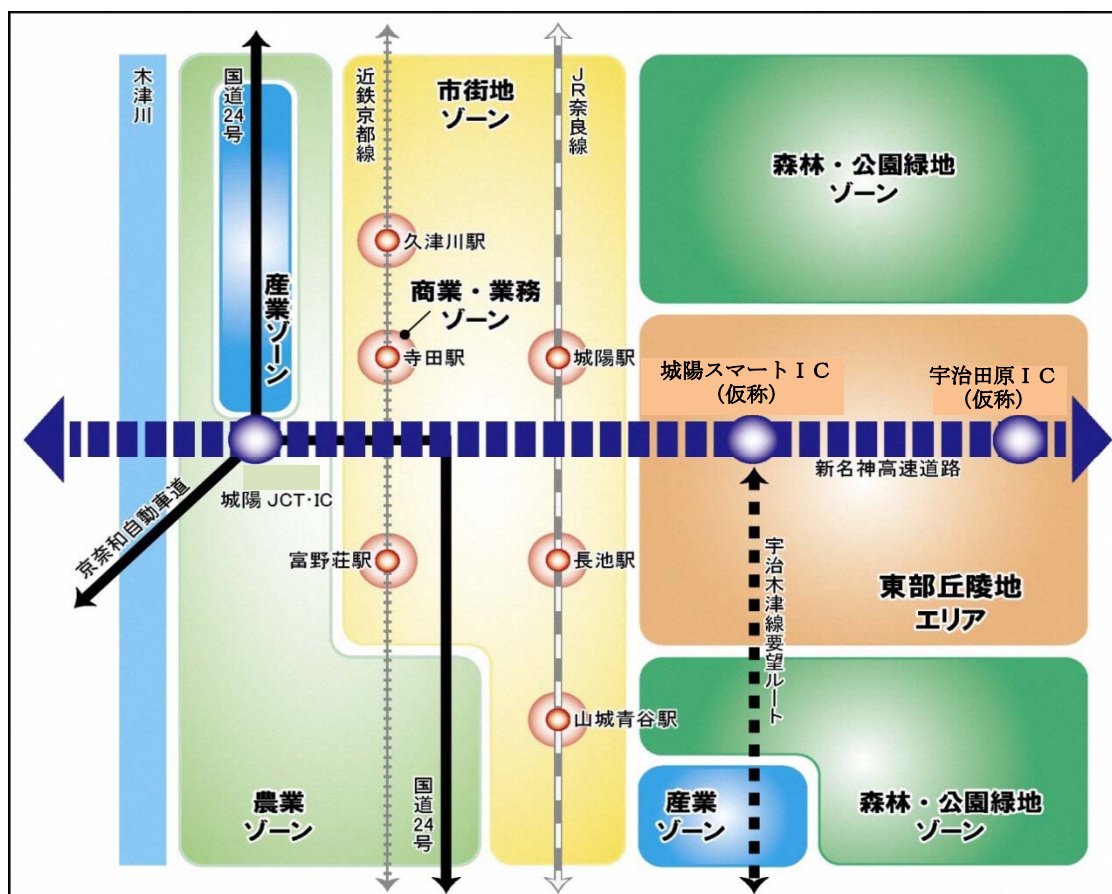
- 再使用・再資源化しやすい製品の開発や販売に努めます。
- 多量排出事業者は減量計画書を作成し、ごみ減量に努めます。
- 事業系一般廃棄物中の資源ごみを資源化します。
- 事業所における環境保全活動のPRに努めます。
- 過剰包装をしないなど環境に配慮した事業活動やごみの発生量の削減に努めます。
- 循環型社会について学べる学習会に協力します。
- 市内一斉クリーン活動に参加・協力します。

協働での取組

- ごみの発生量の削減に努めます。
- レジ袋削減・マイバッグ持参や食品ロス削減などに関するキャンペーンを開催し、取組を普及させます。
- クリーン倶楽部城陽への登録及び活動を通して、きれいなまちづくりに努めます。
- 循環型社会について学べる学習会の開催及び参加を通して、環境負荷の小さな循環型社会の実現を目指します。

第5章 エリア別の現状と課題及び今後の取組

将来の土地利用構想をもとに、市域を大きく3つのエリアに分け、それぞれの課題や今後の取組について、まとめました。



第1節 市街地エリア（市街地ゾーン、商業・業務ゾーン、産業ゾーン）

●現状と課題

本市は、市街地においても自然が豊かで、誰もが身近に自然環境に親しむことができます。今後、新たなまちづくりプロジェクトが進むこととなりますが、既存の自然との調和について配慮が必要です。

●今後の取組

新市街地や白坂地区のような新たな産業ゾーンにおいては、周辺の環境に配慮した産業の集積に取り組みます。

6つの駅を中心として形成されている市街地ゾーンには、多くの住宅地が存在しています。今後も豊かな自然や田園環境と調和した土地利用を基本とし、良好な住環境の形成を進めます。

第2節 東部丘陵地エリア

●現状と課題

本市東部に位置しており、森林及びゴルフ場、山砂利採取跡地が広がっています。

今後、「城陽市東部丘陵地まちづくり条例」「城陽市東部丘陵地整備計画【見直し版】」に基づき、新たなまちづくりが進められていきます。

新たなまちづくりが、豊かな自然環境と調和したものとなるようにする必要があります。

●今後の取組

平成35年度（2023年度）の新名神高速道路の全線開通に伴い、道路交通網の整備による立地条件の優位性を生かし、周辺環境との調和を図り、環境共生型のまちづくりを進めます。

第3節 農地・緑地エリア（農業ゾーン、森林・公園緑地ゾーン）

●現状と課題

本市では、梅・茶・イチジク・カンショ・湧水花きなどの特産品のほか、多くの農作物が栽培されています。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、耕作の継続が困難となっている農地もあります。

森林・公園緑地ゾーンに見られるとおり、本市は良好な自然環境を有する利便性の高いまちとして発展してきました。

まち全体が大きく変わる中、農地・緑地エリアは本市の自然を象徴するエリアとして保全する必要があります。

●今後の取組

安全・新鮮な農産物の供給を進めるため、直売施設の充実や学校給食への地元農産物の提供など、地産地消を推進します。

また、青谷梅林、いも掘り農園、湧水花き園などを活用した観光農業の充実に取り組みます。

森林・公園緑地ゾーンについては、市民が身近に自然に親しめる場として、また、災害に対する都市の安全性を確保するための整備と維持管理に努めます。

第6章 計画の着実な推進に向けて

第1節 推進体制の整備

計画を推進していくためには、市・市民・市民団体・事業者が協力・協働していくことが大切です。今後は、各主体が協働して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。

1) パートナーシップによる推進体制

「環境パートナーシップ会議」は市・市民・市民団体・事業者で構成する組織で、事務局は市の環境政策担当部局とします。

計画の推進にあたっては、今後、環境パートナーシップ会議が主体となって行動計画を作成し、より具体的な取り組み内容を整理するとともに、行動計画に基づく各主体の率先行動を進めます。

2) 環境審議会

環境審議会は環境基本条例第26条に基づいて、環境基本計画や良好な環境の保全等に関する基本的事項を調査審議する諮問機関として平成14年（2002年）10月1日に設置されました。計画の推進にあたっては、「城陽市環境報告書」に基づき進捗状況などに関する調査審議・意見具申を行います。

3) 庁内の推進体制

「環境政策推進組織」は行政内部の組織で、環境基本計画等の策定・推進や環境マネジメントシステム運用など、庁内の環境施策全般について検討等を行うために平成14年4月に発足しました。計画の推進にあたっては、環境施策を実施する際の各部局間の調整や、環境施策の進捗状況の把握などを行います。

4) 広域的な取組による推進体制

大気、水、地球環境に関わる問題など、広域的な取組を必要とする施策については、国、京都府及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めます。

第2節 計画の進行管理

1) 年次報告等

計画を効果的に進めていくためには、策定後の環境の変化や、実施した施策の内容等を整理するとともに、その結果を公表し、新たな課題への対応や施策の評価などを推進していく必要があります。

そのため市は毎年、計画の進行状況を把握するための「城陽市環境報告書」を作成します。報告書の作成にあたっては、市民、市民団体、事業者が行った環境活動の報告や、環境に関する意見を聴取し、反映させていきます。

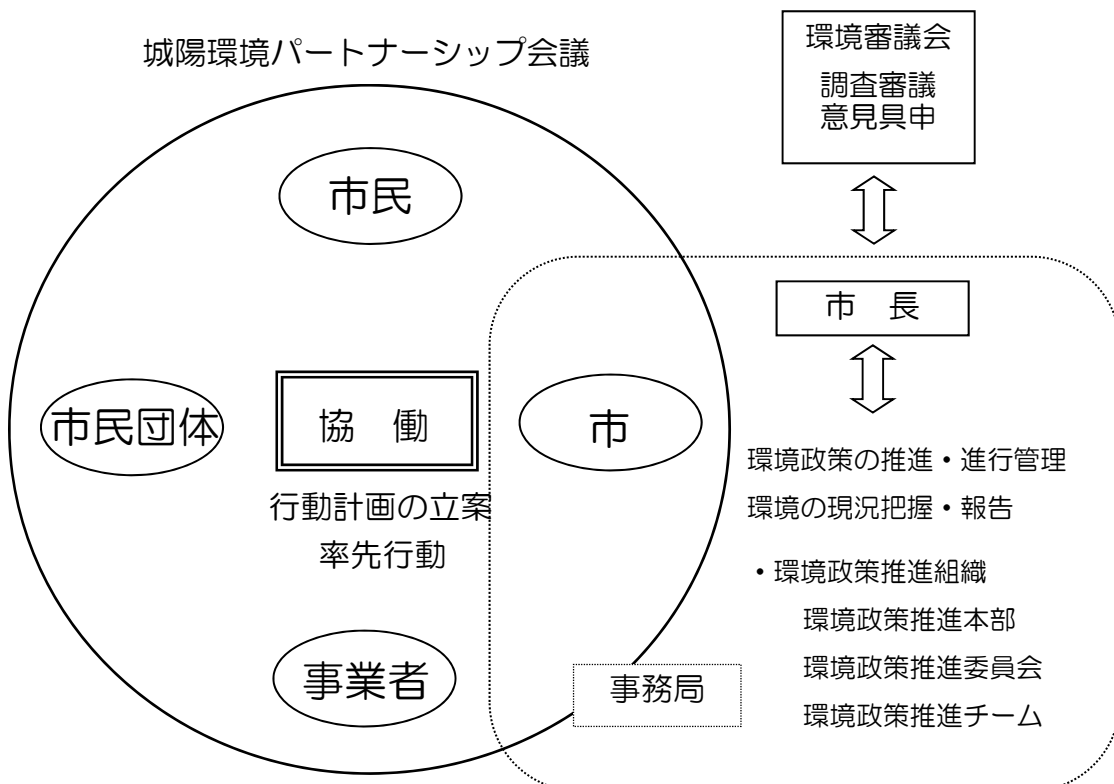
2) 環境指標

環境指標は、計画の進行状況を把握するために設定したものです。よって、これら指標の変化を市民意識調査を活用して定期的に把握し、その経年変化を環境報告書に記載することとします。

3) 計画の見直し

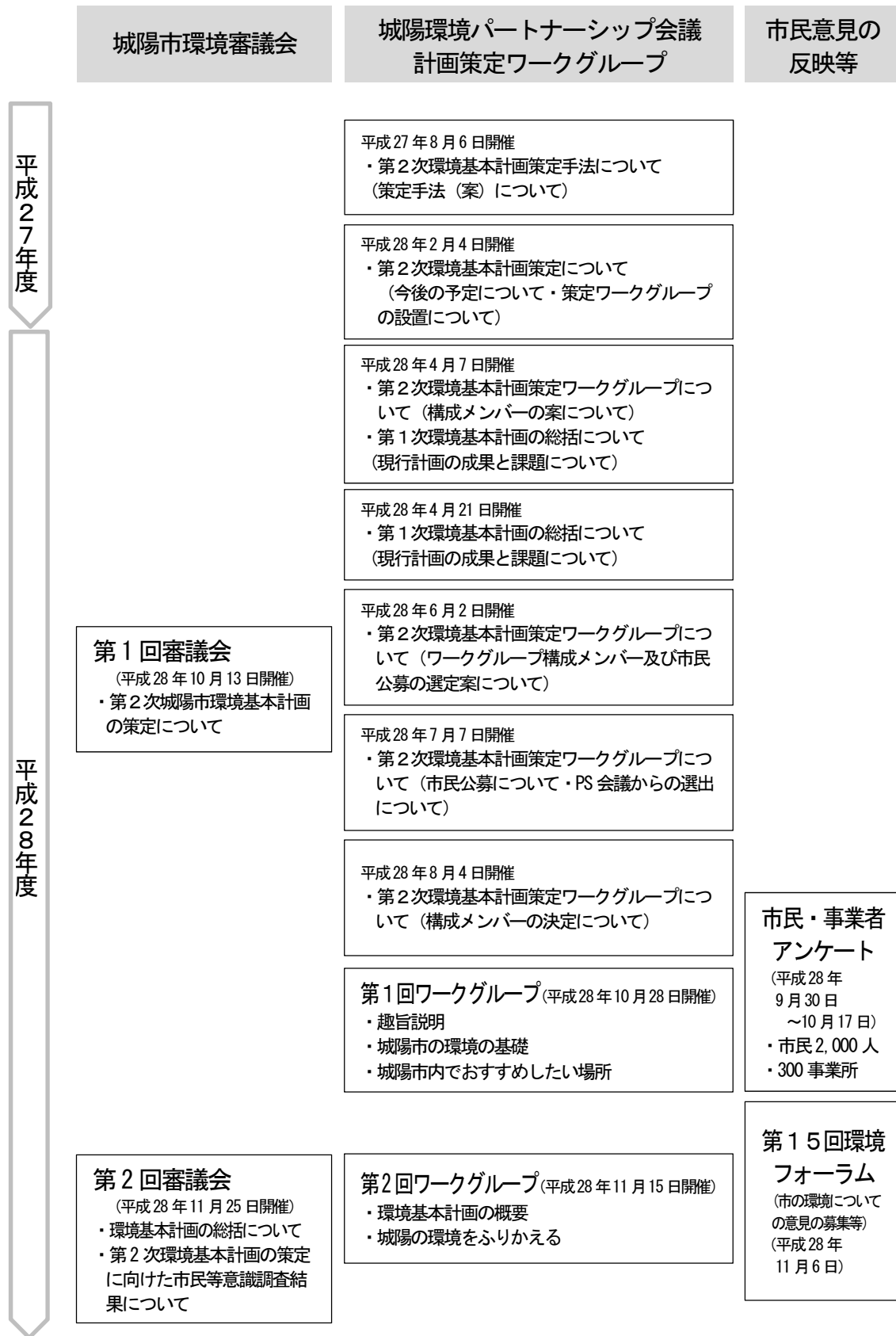
社会情勢の変化や科学技術の進歩、計画の進行状況などによって見直しが必要となったときには、随時見直しをはかります。

■ 城陽市環境基本計画の推進体制



資料編

1. 計画の検討経過



	城陽市環境審議会	城陽環境パートナーシップ会議 計画策定ワークグループ	市民意見の 反映等
平成28年度		平成28年12月15日開催 ・第2次環境基本計画策定ワークグループについて(第1・2回ワークグループの開催報告) ・第15回環境フォーラムにおける意見のまとめについて	
		第3回ワークグループ(平成28年12月20日開催) ・城陽市総合計画について ・まちの将来像について	
		第4回ワークグループ(平成29年1月17日開催) ・環境ビジョン「生活」「自然」「快適」分野の実践・行動	
		第5回ワークグループ(平成29年2月21日開催) ・環境ビジョン「循環」「地球環境」「参加」分野の実践・行動	
		第6回ワークグループ(平成29年3月21日開催) ・意見まとめ ・重点的に取り組む内容・行動	
	平成29年度	第1回審議会 (平成29年6月6日開催) ・スケジュールについて ・計画の構成について	
第2回審議会 (平成29年8月18日開催) ・骨子案について		平成29年9月7日開催 ・第2次環境基本計画骨子案について (意見等の募集について)	パブリック コメント (平成29年 12月15日 ~平成30年 1月15日) ・意見提出 2名
第3回審議会 (平成29年11月10日開催) ・諮問 ・素案について		平成29年12月21日開催 ・第2次環境基本計画素案について (意見等の募集について)	
第4回審議会 (平成30年1月25日開催) ・パブリックコメント結果 ・素案について			
(平成29年2月7日) ・答申			
第5回審議会 (平成30年2月16日開催) ・最終案について			
	策 定		

2. 城陽市環境審議会名簿

平成29年4月現在、五十音順・敬称略

区 分	氏 名
市民団体の代表 (条例第26条第5項第1号)	倉田 浩平
	中原 洋子
	堀井 高志
学識経験者 (条例第26条第5項第2号)	田浦 健朗
	○ 中川 一
	◎ 新川 達郎
	服部 静枝
	宮永 健太郎
その他市長が必要と認める者 (条例第26条第5項第4号)	奥田 禎爾
	堂口 悦二

◎会長 ○副会長

3. 諮問・答申

29城環第135号
平成29年11月10日
(2017年)

城陽市環境審議会会長 様

城陽市長 奥田 敏晴

第2次城陽市環境基本計画(案)について(諮問)

城陽市環境基本条例第10条第4項の規定に基づき、第2次城陽市環境基本計画(案)について諮問いたします。

29城環審第1号
平成30年2月7日
(2018年)

城陽市長 奥田 敏晴 様

城陽市環境審議会
会長 新川 達郎

第2次城陽市環境基本計画(案)について(答申)

平成29年11月10日付け、29城環第135号で諮問のあった第2次城陽市環境基本計画(案)について、本審議会の意見を別紙のとおり取りまとめましたので答申します。

意見書

城陽市環境審議会は、今年度の環境審議会でのこれまでの環境に関する取組等を評価するとともに、市の提案する第2次城陽市環境基本計画案について審議を重ねてきました。

本審議会は、市・市民・市民団体・事業者などが協働でより良い環境づくりを行うための「市民参加・交流の場」である「城陽環境パートナーシップ会議」を中心に、これまで協働で環境保全等の取組を進めてきたことを評価するとともに、今後も引き続き、市・市民・市民団体・事業者が一体となって本計画の推進に取り組む必要があると考えます。

本答申をもとに第2次城陽市環境基本計画を策定され、市・市民・市民団体・事業者の協働とパートナーシップのもと、城陽市の環境保全に向けた取組がこれまで以上に進められるよう努めてください。

なお、本審議会において審議し、計画案に反映された事項等についての意見を以下にまとめました。

- 1 新たな環境像である「自然・人・未来をはぐくむ、環境共生のまち・城陽」については、城陽市の持つ豊かな自然と、これから大きく変わろうとするまちの姿が調和・融合し、未来へと引き継がれていくことが表されている。新たな望ましい環境像として適切であると判断した。望ましい環境像の実現に向けた取組を、積極的に推進すること。
- 2 これまで市民・市民団体・事業者とともに培ってきたパートナーシップの取組や、市民の環境に対する思いや活動は素晴らしいものがあり、その「城陽らしさ」を大切にしながら、今後それぞれの地域において環境活動が一層推進されるよう、「城陽環境パートナーシップ会議」と連携・協働しながら、市・市民・市民団体・事業者の適切な役割分担のもと、地域における主体的な行動が広がっていくことが必要である。

第2次城陽市環境基本計画は、環境保全・再生を通じて本市の持続可能性を高めるための計画であること、また持続可能性に関して、国連の提唱する「持続可能な開発目標」(SDGs)を推進することにつながる計画として位置づけられたことは、適切であると判断した。本市の持続可能性を高める取組について、積極的に推進すること。

- 3 全国の温室効果ガス排出量はここ数年減少傾向であるものの、今世紀末に温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成するためには、さらに率先して減らさなければならない状況である。課題に対して的確に分析し、具体的な取組として、緩和策と適応策の両方について検討していることは適切であると判断した。今後も引き続き、削減目標の妥当性や適切さについて問題意識を持ち、緩和策と適応策の両方について取組を推進すること。
- 4 自然環境に関しては、特に特定外来種生物への対策について、関係部局と連携して取り組むことが必要であり、本計画において農作物等への被害の防止等についても考慮されたことは適切であると判断した。今後も、豊かな自然を次世代に伝えるため、風土を活かした農業が継続されるよう取組を推進すること。
- 5 現在、新名神高速道路をはじめ、市内各地でまちづくりプロジェクトが進められている。本計画は、今後のまちづくりプロジェクトについて考慮した内容となっており、適切であると判断した。今後取組を進める中で、本市のそれらによる環境への影響について十分に注視し、市民生活等への影響が出ないように配慮すること。

4. パブリックコメント実施結果

(1) 実施目的

「第2次城陽市環境基本計画」を策定するにあたり、広く市民等の声を反映させるため、素案についての意見を募集した。

(2) 実施概要

1) 対象者

市民等（市内在住、在勤、在学の者、市内事業者、納税義務者）

2) 期間

平成29年12月15日（金）～平成30年1月15日（月）

3) 閲覧場所

環境課、行政情報資料コーナー（※）、市ホームページ

※行政情報資料コーナーの内訳

1. 西庁舎2階、2. 陽寿苑、3. 陽和苑、4. 市内各コミセン（寺田コミセンを除く）、5. 城陽市立図書館、6. 健康推進課（保健センター）、7. 地域ふれあいセンター

4) 意見提出方法

上記閲覧場所に配架、または掲載している所定の様式等に意見を記入いただき、実施期間中に環境課まで持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出

(3) 実施結果

1) 意見提出数

2名（4件）

2) 提出方法の内訳

持参 0名

郵送 0名

FAX 0名

Eメール 2名

(4) 意見内容

別紙のとおり

第2次城陽市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントへの対応について

	御意見の趣旨	御意見に対する考え方	対応
1	<p>城陽市の環境に係る課題が集約されており、これら課題が解決できる計画として策定されるものであると期待するが、計画策定のためや机上の空論ではなくP24のコラムにある実践される計画を目指すべきである。できれば、当該課題の解決策が当該計画のどこに反映されるか、明記されたい</p>	<p>基本計画につきましては、5つのビジョンと16の基本目標の実現のための取組をまとめたものとなっております。そのため、課題と取組が必ずしも1対1に対応するものとはなっておりませんが、実施計画による個別の取組にあたっては、課題解決の実践的取組として進めていくこととしています。</p>	素案のとおり
2	<p>P.27 パートナーシップの市の役割について、市職員の役割を施策実施主体になり得るものとして明記すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員は市の施策に関わる情報を多く有しており、情報共有することにより事業を総合的に効果的に実施することが可能であり、組織作りと人材育成が必要。 ・市職員が積極的に市民活動に参加できる仕組みづくりが必要 	<p>環境基本計画の推進にあたっては、市・市民・市民団体・事業者がそれぞれの責務を果たしながら、パートナーシップの理念に基づき、協働して進めていくこととしています。</p> <p>ご指摘のパートナーシップの市の役割につきましては、城陽市環境基本条例において次の3つを市の責務として定めております。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定及び優先した実施 ②環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっての良好な環境の保全等について配慮 ③施策の策定及び実施に関する必要な情報の適切な提供と公開 <p>今後ともしっかりと環境行政の推進に努めてまいります。</p>	素案のとおり

	御意見の趣旨	御意見に対する考え方	対応
3	P. 31、P. 32 生活での取り組みについてエコミュージアム事業の推進、参加・協力が唐突に機械的に記載されているように感じる。この事業の説明がないため、取組の位置づけが理解できない。内容の説明が必要	城陽市エコミュージアム事業の説明を追加します。	修正
4	第1章・第2章では、人の営み・活動が地球環境を変化させ、人間をはじめとした生物の生存を危うくしている状況が語られています。一方、そのことに気づき工夫できるのも人であり、第4章で、地域社会での環境活動の基本である「パートナーシップで横断的・総合的に環境施策を推進する」ことが市の環境施策の第1に掲げられていることを、心強く思っています。	目標を達成するためには、パートナーシップで横断的・総合的に進めていくことが重要であることから、「パートナーシップ」を横断的な目標としています。今後も市・市民・市民団体・事業者が互いの役割を理解し、協力して推進してまいります。	—

5. 用語集

【あ】

[空き家バンク]

城陽市の人口増加、人口流出の抑制を図ることを目的として、空き家の情報を希望する人に提供し、城陽市への定住を促す制度のこと。

[一般廃棄物]

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系一般廃棄物」と家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系一般廃棄物」に分類される。

なお、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類に分類される廃棄物のことであり、大量に排出されることや、処理に特別な技術を要するものが多い特徴があることから、廃棄物処理法の排出者責任に基づく適正な処理が必要である。

[エコミュージアム]

→ 本文34ページに解説

[温室効果ガス]

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスと言う。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)のほか、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)を加えた7ガスが削減対象の温室効果ガスと定められている。

【か】

[外来生物]

外来生物法による定義では「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」。こうした生物が何らかの理由で自然界に逃げ出し、そのまま環境に定着した場合、地域の生態系や人間の健康、農業などに被害を及ぼす場合がある。

[環境基準]

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」として国が定める環境に関する基準。

[環境マネジメントシステム]

事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、(1) 環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2) これを実行、記録し、(3) その実行状況を点検して、(4) 方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム(環境管理システム)と言う。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001がある。他にも地方自治体、NPOや中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがある。

[持続可能な開発目標(SDGs)]

貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できることを目指し、2015年9月の国連総会で採択された『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』で示された具体的な行動の指針。17の分野別の目標と、169項目のターゲット(達成基準)からなり、2016年1月から15年間にわたる取組として定められている。

[緩和策]

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」と、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを適応させることにより温暖化による悪影響を軽減・緩和させる「適応策」とに区別できる。

[クリーン倶楽部城陽]

清掃活動に取り組む事業所や団体や市民を応援する城陽市の制度。クリーン倶楽部城陽に登録すると、火ばさみの貸出しやごみ袋の支給、市ホームページ等での活動紹介といった支援を受けることができる。

[グリーンカーテン]

冷房で電力需要が高まる夏の電力削減、温室効果ガス排出量の削減を目指した取組の1つ。ゴーヤやアサガオなどの植物を育て、日除けにすることで、体感温度の低下、緑被率の向上等に効果がある。

[局地的豪雨]

局地的な限られた範囲に降る「数十年に一度の規模」されるような豪雨のこと。近年、こうした極端な高温や大雨の頻度が長期的に増加する傾向がみられるが、その原因には地球温暖化により長期的に地球の平均気温が上がり、極端に暑くなる頻度が徐々に増えていることがあると考えられている。

[固定価格買取制度]

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務づけるもの。電気事業者が買取りに要した費用は、使用電力に比例した再エネ賦課金によってまかなうこととしており、電気料金の一部として国民が負担する。

[さ]

[再生可能エネルギー]

エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもので、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

[循環型社会]

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念であり、有限である資源を効率的に利用し、さらに再生産を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年制定）では、最初に、製品等が廃棄物等となることを抑制し（リデュース、リユース）、次に、排出された廃物等はできるだけ資源として適正に利用し（リサイクル）、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り、低減された社会」とする。

[省エネルギー]

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギーがなくなることを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

[城陽環境パートナーシップ会議]

市の環境を良くするためには、その地域に住む人、働く人、学ぶ人など、地域に関わるみんなの力が欠かせないことから、城陽市が環境基本計画を定めた時に、環境づくりの輪を広げ、市・市民・市民団体・事業者などが協働してより良い環境づくりを行うため実践の取り組みを推進するための場として設立された。自然観察会や花いっぱい運動の実施、省エネ診断の実施、環境家計簿の啓発などに取り組む。

[城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）]

城陽市が事業者として環境への影響を改善するための取組を継続的に推進するため、ISO14001 に代わり独自に構築した環境マネジメントシステム。

[食品ロス]

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。農水省や環境省が協力して、食品ロスを削減して、食品廃棄物の発生を減らす取組を進めている。

[生物多様性]

生物に関する多様性を示す概念であり、生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

[生物多様性国家戦略]

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全や持続可能な利用を進めるために国が定めた基本的な計画。平成7年の策定後、これまでに4度の見直しが行われた。

【た】

[適応策]

→ 緩和策

[東部丘陵地]

城陽市の東部丘陵地では、昭和35年頃から山砂利の採取が始まり、近畿圏の砂利供給の中心を担ってきた。一方、自然環境、景観の荒廃等の悪化を招き、市民生活や本市のまちづくりに大きな影響を与えてきたことから、(一財)城陽山砂利採取地整備公社が主体となり、山砂利採取跡地の埋戻し事業などの環境回復の取組が進められてきた。

現在進められている新名神高速道路の予定地ともなっており、新たなまちづくりが進められている。

[特定外来生物種]

外来生物のうち、何らかの理由で自然界に逃げ出し、そのまま環境に定着した場合に、地域の生態系や人間の健康、農業などに被害を及ぼす可能性があるとして、外来生物法で指定された生物のこと。飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制されている。

【は】

[パリ協定]

気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された、地球温暖化対策に関する2020年以降の新たな国際枠組み。平成28年(2016年)発効。すべての加盟国が自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められている。

[分散型エネルギー]

比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギー。非常時のエネルギー供給リスクの分散化が可能になるとともに、エネルギーのロスが少ないなどのメリットがある。

【5】

[レジ袋削減・マイバッグ持参]

スーパー等で買物の際に受け取る袋（レジ袋）を削減するため、袋（マイバッグ）を持参する取組。

[緑被率]

対象となる地域の面積に対して樹木や草で覆われた「緑被地」が占める割合のこと。平面的な緑の量を把握し、評価するための指標として用いられている。

【数字・アルファベット】

[2R]

これまで、リデュース（Reduce：廃棄物等の削減・発生抑制）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの頭文字をとった3Rが一般的に使われていたが、環境への負荷を低減する目的からは、3Rのうちリデュースを最優先、次にリユース、最後にリサイクルという順序が重要であることから、これまで比較的優先されていたリサイクルを外し、優先順位の高いリデュース、リユースを重視した考え方・呼び方のこと。

[BEMS]

「Building Energy Management System」の略で、建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、これを省エネルギーに役立てていくためのシステムと定義され、具体的には計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置などで構成されるシステムのこと。

[FEMS]

「Factory Energy Management System」の略で、従来行われてきた受配電設備のエネルギー管理に加えて、工場における生産設備のエネルギー使用状況・稼働状況などを把握し、エネルギー使用の合理化及び工場内設備・機器のトータルライフサイクル管理の最適化を図るためのシステムのこと。

[HEMS]

「Home Energy Management System」の略で、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりするもの。

[J - E M S]

→ 城陽市環境マネジメントシステム

[P M 2.5] (微小粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなもの。濃度が高い場合、健康への影響が懸念されている。平成21年に、「1年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」とする環境基準が定められた。

[S D G s]

→ 持続可能な開発目標

第2次城陽市環境基本計画

平成30年(2018年)5月発行

城陽市 市民環境部 環境課

〒610-0195

城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

電話 0774-52-1111 (代表)

URL <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>



城 陽 市



第 2 次城陽市環境基本計画

平成 30 年（2018 年）5 月発行
城陽市 市民環境部 環境課

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地
電 話：0774 - 56 - 4061
E-MAIL：kankyo@city.joyo.lg.jp
U R L：http://www.city.joyo.kyoto.jp/